

# 高砂市議会定例會議案

令和7年12月

目 次

へ い

高議第 58 号 高砂市市民税減免基準等の廃止について	1
高議第 59 号 加古川市外 2 市共有公会堂事務組合の解散について	3
高議第 60 号 加古川市外 2 市共有公会堂事務組合の解散に伴う財産処分について	5
高議第 61 号 加古川市外 2 市共有公会堂事務組合規約の一部を変更する規約を定める ことについて	7
高議第 62 号 高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつ いて	9
高議第 63 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を 定めることについて	17
高議第 64 号 議會議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を 定めることについて	19
高議第 65 号 高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を 定めることについて	21
高議第 66 号 高砂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めることに ついて	29
高議第 67 号 高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて	41
高議第 68 号 高砂市総合運動公園体育施設管理条例の一部を改正する条例を定めること について	43
高議第 69 号 高砂市民プール条例を廃止する条例を定めることについて	45
高議第 70 号 高砂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を 定めることについて	47
高議第 71 号 高砂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定め ることについて	49
高予第 29 号 第 6 回令和 7 年度高砂市一般会計補正予算	51
高予第 30 号 第 3 回令和 7 年度高砂市国民健康保険事業特別会計補正予算	163
高予第 31 号 第 2 回令和 7 年度高砂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	187
高予第 32 号 第 3 回令和 7 年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算	209
高予第 33 号 第 2 回令和 7 年度高砂市水道事業会計補正予算	233
高予第 34 号 第 1 回令和 7 年度高砂市工業用水道事業会計補正予算	259
高予第 35 号 第 2 回令和 7 年度高砂市下水道事業会計補正予算	273
高予第 36 号 第 2 回令和 7 年度高砂市病院事業会計補正予算	299

高議第 58 号

高砂市市民税減免基準等の廃止について

高砂市市民税減免基準等を廃止することについて、次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 12 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市市民税減免基準等を廃止する基準

次に掲げる基準は、廃止する。

- (1) 高砂市市民税減免基準（昭和30年7月29日議決）
- (2) 高砂市固定資産税減免基準（昭和30年7月29日議決）
- (3) 高砂市都市計画税減免基準（昭和31年10月5日議決）

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この基準は、令和8年1月1日から施行する。  
(市民税の減免に関する経過措置)
- 2 第1号の規定による廃止前の高砂市市民税減免基準の規定は、令和7年度分までの市民税の減免については、なおその効力を有する。  
(固定資産税の減免に関する経過措置)
- 3 第2号の規定による廃止前の高砂市固定資産税減免基準の規定は、令和7年度分までの固定資産税の減免については、なおその効力を有する。  
(都市計画税の減免に関する経過措置)
- 4 第3号の規定による廃止前の高砂市都市計画税減免基準の規定は、令和7年度分までの都市計画税の減免については、なおその効力を有する。

高議第59号

加古川市外2市共有公会堂事務組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により令和8年3月31日をもって加古川市外2市共有公会堂事務組合を解散することについて協議するから、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都 倉 達 殊



高議第60号

加古川市外2市共有公会堂事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により加古川市外2市共有公会堂事務組合の解散に伴う財産の処分について別紙のように協議するから、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 別 紙

### 加古川市外 2 市共有公会堂事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議内容

加古川市外 2 市共有公会堂事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議内容について、次のとおりとする。

#### 1 処分する財産（加古川市外 2 市共有元公会堂敷地）

所在地	地目	地積
加古川市米田町平津 448 番 2	公会堂敷地	2, 460.39 平方メートル

#### 2 処分の方法

売却する方法により処分する。

なお、売却により得られた収入は、解散の日以前に、加古川市、高砂市及び姫路市（以下「関係市」という。）に分配することとし、分配方法は規約で定める。

#### 3 疑義等の協議

前 2 項に定めのない事項または疑義が生じた事項は、その都度、関係市が協議して定めるものとする。

高議第 61 号

加古川市外 2 市共有公会堂事務組合規約の一部を変更する規約を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により加古川市外 2 市共有公会堂事務組合規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて協議するから、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 加古川市外 2 市共有公会堂事務組合規約の一部を変更する規約

加古川市外 2 市共有公会堂事務組合規約（昭和 54 年規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（解散に伴う歳計現金の分配）

第10条 組合は、解散しようとする場合において、解散の日以前に、組合の歳計現金を加古川市、高砂市及び姫路市に分配することができる。

2 前項の規定により各市に分配する額は、前条に規定する分賦金の分賦の例により算出した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、国勢調査は、令和 2 年国勢調査によるものとする。

3 前項の規定により算出した額の合計額と分配しようとする歳計現金の額に差額が生じた場合、その差額は加古川市が承継するものとする。

（解散した場合の事務の承継）

第11条 組合が解散した場合において、加古川市が事務を承継する。

2 前項の場合において、管理者が調製した決算は、関係市の長において各市の監査委員の審査に付し、その意見を付けて各市の議会の認定に付するものとする。

## 附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による許可のあった日から施行する。

高議第 6 2 号

高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めること  
について

高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるもの  
とする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高砂市職員の給与に関する条例（昭和30年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改め、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「支給単位期間」の次に「(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項第2号」を「第2項第2号」に改め、「(支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）の額に相当する額をいう。)」を削り、「前項の」を「前3項の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異なる公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その

利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

42 当分の間、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員に対する第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の適用については、第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の70」と、第19条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の52.5」とあるのは「100分の50」とする。  
別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
		号枝給	給料月額円							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	1	183,700	227,700	261,300	281,300	298,400	327,700	369,400	471,900
		2	184,800	229,000	262,300	282,800	300,200	329,400	371,300	477,200
		3	185,900	230,300	263,300	284,300	302,000	331,100	373,200	482,100
		4	187,000	231,600	264,300	285,800	303,800	332,800	375,100	486,700
	2	1	188,100	232,900	265,300	287,300	305,600	334,500	377,000	490,700
		2	189,200	234,200	266,300	288,800	307,400	336,200	378,900	494,100
		3	190,300	235,500	267,300	290,300	309,200	337,900	380,800	497,000
		4	191,400	236,800	268,300	291,800	311,000	339,600	382,700	499,500
	3	1	192,500	238,100	269,300	293,300	312,800	341,300	384,600	501,500
		2	193,600	239,400	270,300	294,800	314,600	343,000	386,500	
		3	194,700	240,700	271,300	296,300	316,400	344,700	388,400	
		4	195,800	242,000	272,300	297,800	318,200	346,400	390,300	
	4	1	196,900	243,300	273,300	299,300	320,000	348,100	392,200	
		2	198,100	244,700	274,300	300,800	321,800	349,800	394,100	
		3	199,200	246,100	275,300	302,300	323,600	351,500	396,000	
		4	200,300	247,500	276,300	303,800	325,400	353,200	397,900	
	5	1	202,000	248,900	277,300	305,300	327,200	354,900	399,800	
		2	203,600	250,300	278,300	306,800	329,000	356,600	401,700	
		3	205,200	251,700	279,300	308,300	330,800	358,300	403,600	
		4	206,700	253,100	280,300	309,800	332,600	360,000	405,500	
	6	1	208,400	254,300	281,300	311,300	334,400	361,700	407,400	
		2	210,000	255,600	282,200	312,700	336,200	363,400	409,300	
		3	211,600	256,900	283,200	314,100	337,900	365,100	411,200	
		4	213,100	258,100	284,200	315,500	339,600	366,800	413,100	
	7	1	214,800	259,300	285,200	316,600	341,300	368,500	415,000	
		2	216,500	260,500	286,200	317,600	343,000	370,100	416,900	
		3	218,200	261,700	287,200	318,800	344,600	371,700	418,800	
		4	219,400	262,800	288,200	320,000	346,200	373,300	420,700	
	8	1	221,000	263,900	289,500	321,600	347,900	375,100	422,600	
		2	222,600	265,000	290,800	323,200	349,600	376,600	424,500	
		3	224,100	266,100	292,000	324,800	351,200	378,200	426,300	
		4	225,600	267,000	293,200	326,200	352,700	379,500	428,100	
	9	1	227,200	268,000	294,500	327,800	354,300	381,100	429,900	
		2	228,800	269,000	295,700	329,400	355,900	382,700	431,700	
		3	230,400	270,000	296,900	331,000	357,400	384,200	433,500	
		4	232,000	271,000	297,900	332,400	358,800	386,100	435,100	
	10	1	233,700	271,900	299,100	334,100	360,500	388,000	436,600	
		2	235,000	272,700	300,300	335,700	362,100	389,900	438,100	
		3	236,300	273,600	301,600	337,300	363,700	391,700	439,600	
		4	237,600	274,400	302,900	338,700	364,800	393,200	441,100	
	11	1	238,700	275,200	303,900	340,400	366,300	395,000	442,400	
		2	239,800	276,000	304,900	342,100	367,800	396,700	443,700	
		3	240,900	276,700	305,900	343,700	369,300	398,300	444,900	
		4	242,000	277,400	307,000	344,900	371,000	400,000	446,100	
	12	1	242,900	278,200	308,200	346,800	372,800	401,400	447,400	
		2	243,800	279,000	309,300	348,500	374,400	402,800	448,700	
		3	244,800	279,600	310,500	350,100	376,100	404,200	449,900	
		4	245,800	280,300	311,600	351,600	377,500	405,600	451,100	
	13	1	246,700	281,100	312,900	353,200	378,800	406,800	451,900	
		2	247,600	281,800	314,200	354,800	380,000	408,000	452,700	
		3	248,400	282,500	315,500	356,400	381,400	409,000	453,500	
		4	249,200	283,200	316,700	358,100	382,500	410,100	454,100	
	14	1	249,900	283,900	318,000	359,900	383,400	411,300	454,700	
		2	250,500	284,600	319,300	361,700	384,400	412,400	455,300	
		3	251,100	285,300	320,600	363,500	385,400	413,500	455,900	
		4	251,800	286,000	321,900	365,000	386,200	414,200	456,600	
	15	1	252,400	286,600	323,100	366,400	387,100	414,900	457,400	
		2	253,000	287,300	324,400	367,800	388,000	415,500	457,800	
		3	253,600	287,900	325,500	369,200	388,800	416,200	458,500	
		4	254,100	288,600	326,400	370,700	389,600	416,800	459,000	
	16	1	254,700	289,200	327,700	371,500	390,400	417,400	459,400	
		2	255,300	289,900	329,000	372,400	391,200	417,900	459,800	
		3	255,800	290,600	330,300	373,400	391,900	418,300	460,200	
		4	256,200	291,100	331,400	374,300	392,600	418,700	460,600	

	1	256,600	291,700	332,700	375,400	393,300	418,900	460,900	
17	2	256,900	292,300	333,900	376,300	394,000	419,200	461,200	
	3	257,200	293,000	335,100	377,300	394,700	419,500	461,500	
	4	257,500	293,600	336,400	378,200	395,200	419,800	461,800	
	1	257,800	294,200	337,400	378,900	395,800	420,100	462,100	
18	2	258,100	294,800	338,500	379,600	396,400	420,400	462,400	
	3	258,400	295,500	339,600	380,200	397,100	420,700	462,700	
	4	258,700	296,100	340,300	380,600	397,500	420,900	463,000	
	1	259,000	296,700	341,200	381,200	398,100	421,200		
19	2	259,300	297,200	341,900	381,800	398,700	421,400		
	3	259,600	297,700	342,700	382,500	399,200	421,700		
	4	259,900	298,200	343,500	382,800	399,600	421,900		
	1	260,200	298,800	343,900	383,500	400,200	422,200		
20	2	260,500	299,300	344,400	384,200	400,800	422,500		
	3	260,800	299,900	345,100	384,800	401,300	422,800		
	4	261,100	300,300	345,900	385,100	401,700	423,000		
	1	261,400	300,800	346,600	385,600	402,200	423,300		
21	2	261,700	301,300	347,300	386,200	402,700	423,600		
	3	262,000	301,900	347,900	386,800	403,300	423,800		
	4	262,300	302,400	348,400	387,100	403,600	424,000		
	1	262,600	302,800	349,000	387,700	404,000	424,300		
22	2	262,900	303,100	349,500	388,400	404,300	424,600		
	3	263,200	303,400	350,100	389,000	404,700	424,800		
	4	263,500	303,600	350,400	389,400	405,000	425,000		
	1	263,800	303,900	350,900	389,900	405,300	425,300		
23	2	264,100	304,100	351,200	390,500	405,600	425,600		
	3	264,400	304,400	351,600	391,000	405,800	425,800		
	4	264,700	304,600	352,000	391,500	406,000	426,000		
	1	265,000	304,800	352,500	392,100	406,300	426,300		
24	2	265,300	305,100	353,000	392,500	406,600	426,600		
	3	265,600	305,300	353,500	392,800	406,800	426,800		
	4	265,900	305,600	353,800	393,200	407,000	427,000		
	1	266,200	305,800	354,200	393,700	407,300			
25	2	266,500	306,100	354,600	394,100	407,600			
	3	266,800	306,400	355,000	394,500	407,800			
	4	267,100	306,700	355,300	394,900	408,000			
	1	267,400	307,000	355,700		408,300			
26	2	267,700	307,300	356,100		408,600			
	3	268,000	307,600	356,500		408,800			
	4	268,300	307,800	356,700		409,000			
	1		308,000	357,100					
27	2		308,300	357,500					
	3		308,700	357,900					
	4		308,900	358,100					
	1		309,200						
28	2		309,500						
	3		309,900						
	4		310,100						
	1		310,400						
29	2		310,700						
	3		311,000						
	4		311,200						
	1		311,500						
30	2		311,800						
	3		312,100						
	4		312,300						
	1		312,600						
31	2		313,000						
	3		313,300						
	4		313,500						
	1		313,700						
32	2		314,000						
	3		314,400						
	4		314,600						
	1		314,800						
33	2		315,100						
	3		315,400						
	4		315,700						

	1	315,900						
	2	316,200						
34	3	316,500						
	4	316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額						
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
								409,200

備考 この表は、医療職の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 高砂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の4第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42, 200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45, 700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49, 200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52, 700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56, 200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則第42項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高砂市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第7条の4第3項及び第4項の規定を除く。）は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第18条第2項から第4項まで及び第19条第2項並びに附則第42項の規定は、同年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の高砂市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

高議第 6 3 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和35年高砂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

46 当分の間、病院事業管理者の期末手当における第4条第2項の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは、「100分の227.5」とする。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び附則第46項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

高議第64号

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年高砂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 31 令和7年12月の期末手当における第6条第2項の適用については、同項中「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」とあるのは、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年高砂市条例第　　号）第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

高議第 6 5 号

高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年高砂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第7項」を「第9項」に改め、同条第3項第1号中「次項」を「第5項」に改め、同項第2号中「とする。」を削り、同条第5項中「第7条の4第5項から第7項まで」を「第7条の4第7項から第9項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「同条第6項に規定する支給単位期間（以下この項において「支給単位期間」という。）」を「支給単位期間」に、「前項第2号」を「第3項第2号」に改め、「同条第3項に規定する」及び「同項に規定する」を削り、「通勤手当」を「通勤に係る費用弁償」に、「前項の」を「前2項の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 新たに日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員となつた者のうち、給与条例第7条の4第1項第1号又は第3号に掲げる通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、同条第3項に規定する新幹線鉄道等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る同条第3項に規定する特別料金等（第1号において「特別料金等」という。）を負担することを常例とするもの（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員に限る。）の通勤に係る費用弁償の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤に係る費用弁償 細則条例第7条の4第8項に規定する支給単位期間（以下この号及び次項において「支給単位期間」という。）につき、規則で定めるところにより算出した当該パートタイム会計年度任用職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤に係る費用弁償以外の通勤に係る費用弁償 前項の規定による額

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

号	枝	給	給料月額
号	給		円
1	1		195,800
	2		196,400
	3		196,900
	4		197,500
2	1		198,100
	2		198,700
	3		199,200
	4		199,800
3	1		200,300
	2		201,200
	3		202,000
	4		202,800
4	1		203,600
	2		204,400
	3		205,200
	4		206,000
5	1		206,700
	2		207,600
	3		208,400
	4		209,200
6	1		210,000
	2		210,800
	3		211,600
	4		212,400
7	1		213,100
	2		214,000
	3		214,800
	4		215,700
8	1		216,500
	2		217,400
	3		218,200
	4		218,800
9	1		219,400
	2		220,200
	3		221,000
	4		221,800

	1	222, 600
1 0	2	223, 400
	3	224, 100
	4	224, 900
1 1	1	225, 600
	2	226, 100
	3	226, 600
	4	227, 200
1 2	1	227, 700
	2	228, 200
	3	228, 800
	4	229, 300
1 3	1	229, 800
	2	230, 400
	3	230, 900
	4	231, 600
1 4	1	232, 000
	2	232, 900
	3	233, 700
	4	234, 400
1 5	1	235, 000
	2	235, 700
	3	236, 300
	4	237, 000
1 6	1	237, 600
	2	238, 200
	3	238, 700
	4	239, 300
1 7	1	239, 800
	2	240, 400
	3	240, 900
	4	241, 500
1 8	1	242, 000
	2	242, 500
	3	242, 900
	4	243, 400
1 9	1	243, 800
	2	244, 300
	3	244, 800
	4	245, 300

	1	245, 800
2 0	2	246, 300
	3	246, 700
	4	247, 200
2 1	1	247, 600
	2	248, 000
	3	248, 400
	4	248, 800
2 2	1	249, 200
	2	249, 600
	3	249, 900
	4	250, 200
2 3	1	250, 500
	2	250, 800
	3	251, 100
	4	251, 500
2 4	1	251, 800
	2	252, 100
	3	252, 400
	4	252, 700
2 5	1	253, 000
	2	253, 300
	3	253, 600
	4	253, 900
2 6	1	254, 100
	2	254, 400
	3	254, 700
	4	255, 000
2 7	1	255, 300
	2	255, 600
	3	255, 800
	4	256, 000
2 8	1	256, 200
	2	256, 400
	3	256, 600
	4	256, 800
2 9	1	256, 900
	2	257, 100
	3	257, 200
	4	257, 500

	1	257, 700
3 0	2	257, 800
	3	258, 000
	4	258, 100
3 1	1	258, 300
	2	258, 400
	3	258, 700
	4	258, 900
3 2	1	259, 000
	2	259, 200
	3	259, 300
	4	259, 500
3 3	1	259, 600
	2	259, 900
	3	260, 200
	4	260, 400
3 4	1	260, 500
	2	260, 700
	3	260, 800
	4	261, 100
3 5	1	261, 400
	2	261, 700
	3	262, 000
	4	262, 300
3 6	1	262, 600
	2	262, 900
	3	263, 200
	4	263, 500
3 7	1	263, 800
	2	264, 100
	3	264, 400
	4	264, 700
3 8	1	265, 000
	2	265, 300
	3	265, 600
	4	265, 900
3 9	1	266, 200
	2	266, 500
	3	266, 800
	4	267, 100

40	1	267,400
	2	267,700
	3	268,000
	4	268,300

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第24条第4項の規定を除く。）は、令和7年4月1日から適用する。

### (給与等の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の条例の規定による給与等の内払とみなす。



高議第66号

高砂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるこ  
とについて

高砂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるも  
のとする。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 高砂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

高砂市職員等の旅費に関する条例（昭和35年高砂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「それぞれ」を削り、同条第2号中「在勤庁」の次に「(任命権者又はその委任を受けた者が認める場合には、その住所、居所その他これらの者が認められる場所)」を加え、同条第4号中「職員が」の次に「退職し、又は」を加え、「扶養親族」を「職員」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第5号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持しているもの」を「、職員と生計を一にするもの」に改め、同条第7号を削る。

第3条第2項第1号中「免職」の次に「(罷免を含む。)」を加え、「及び当該退職等が刑事事件又は懲戒処分による場合」を削り、同条第5項中「前各項」を「第1項、第2項及び前2項」に、「、旅費」を「旅費」に、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)がその出発前に次条第3項」を「が、次条第3項」に、「を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には」に、「があるときは、当該金額のうち、その者の損失となつた金額の範囲内で」を「のうちその者の損失となる金額又は支出をする金額で規則で定めるものを旅費として」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項、第2項及び前項」に、「もって」を「支弁して」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第3条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内

で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅行命令等)」を付し、同条第1項中「(以下)の次に「この項において」を加え、同項第2号中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条に見出しとして「(旅行命令等に従わない旅行)」を付し、同条第1項中「、変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条の次に次の2条を加える。

#### (旅費の計算)

第6条の2 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第7条から第15条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

#### (旅費の請求手続)

第6条の3 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及

び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出命令をする者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。

第7条から第12条までを次のように改める。

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
- (5) 職員等の所有する自動車、自動二輪車、原動機付自転車その他の交通用具（自転車を除く。）を使用する場合には、路程に応じ、1キロメートルにつき15円として算定した費用  
(宿泊費)

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当)

第12条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費につ

いて次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜につき 1, 600 円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜につき 800 円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、1夜につき 2, 400 円とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、1夜につき 800 円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

第13条を次のように改める。

#### (転居費)

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものをを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の規定による算定に当たつては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給を受ける金額を差し引くこととする。

第13条の2及び第13条の3を削る。

第14条の前の見出しを削り、同条から第18条までを次のように改める。

(着後滞在費)

第14条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第15条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下の号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第16条から第18条まで 削除

第19条中「次に規定する」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる」に改め、同条第1号中「出張中」を「出張のための旅行中」に、「退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの旅費及び退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの」を「出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した」に改め、同条第2号中「赴任中」を「赴任のための旅行中」に、「かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した」を「退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

第20条の見出し中「遺族」を「遺族等」に改め、同条第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第1号中「出張中」を「出張のための旅行中」に、「死亡地から旧在勤地までの往復に要する」を「出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した」に改め、同項第2号中「赴任中」を「赴任のための旅行中」に、「赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの」を「前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

第20条第3項を削る。

第21条を次のように改める。

（旅費の支給額の上限）

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の2の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第11条、第12条及び第13条から第15条まで並びに第6条の2の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

第23条第1項を次のように改める。

旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅

行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不适当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第24条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改め、同条を第25条とし、第23条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第24条 支出命令者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

区 分	宿泊費基準額（1夜につき）
東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 福岡県	19,000円
上記以外の地域	13,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高砂市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の高砂市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同

条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項から第4項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 証人等の費用弁償に関する条例（昭和32年高砂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同項第1号中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 宿泊手当 旅費条例第12条の2の規定により算定した額



高議第 6 7 号

高砂市市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

高砂市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 高砂市市税条例の一部を改正する条例

高砂市市税条例(昭和30年高砂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「、その他」を「その他」に改め、「市議会の議決を経た基準に基き」を削り、「減免することができる」を「減免する」に改める。

第63条第1項中「、固定資産税の」を「固定資産税の」に改め、「、市議会の議決を経た基準に基き」を削り、「減免することができる」を「減免する」に改め、同条第2項中「、固定資産税の」を「固定資産税の」に改め、同項第5号中「及び、第1項の固定資産にあつては、その被害の状況」を削る。

第114条を削る。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

#### (市民税の減免に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高砂市市税条例（以下「新条例」という。）第48条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の市民税の減免について適用し、令和7年度分までの市民税の減免については、なお従前の例による。

#### (固定資産税の減免に関する経過措置)

第3条 新条例第63条第1項及び第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税の減免について適用し、令和7年度分までの固定資産税の減免については、なお従前の例による。

#### (都市計画税の減免に関する経過措置)

第4条 この条例による改正前の高砂市市税条例第114条の規定は、令和7年度分までの都市計画税の減免については、なおその効力を有する。

高議第 68 号

高砂市総合運動公園体育施設管理条例の一部を改正する条例を定め  
ることについて

高砂市総合運動公園体育施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定め  
るものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 高砂市総合運動公園体育施設管理条例の一部を改正する条例

高砂市総合運動公園体育施設管理条例（昭和46年高砂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表野球場の項中「520円」を「10,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高砂市総合運動公園体育施設管理条例別表の規定に基づく高砂市総合運動公園体育施設管理条例第20条第2項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

高議第 69 号

高砂市民プール条例を廃止する条例を定めることについて

高砂市民プール条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

# 高砂市条例第　　号

## 高砂市民プール条例を廃止する条例

高砂市民プール条例（昭和60年高砂市条例第13号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（重要な公の施設に関する条例の一部改正）

2 重要な公の施設に関する条例（昭和43年高砂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

高議第 70 号

高砂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて

高砂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 高砂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (通則)

第2条 法第34条の16第1項の規定による条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に規定する基準をもって、その基準とする。

#### (乳児等通園支援事業者の要件)

第3条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）及び次に掲げる者は、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）であってはならない。

- (1) 乳児等通園支援事業者が法人である場合にあっては、その役員等（法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下同じ。）
- (2) 乳児等通園支援事業者が法人でない場合にあっては、その管理者（警察への照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する乳児等通園支援事業者、役員等及び管理者が暴力団等に該当するかどうかについて、所轄の警察署長の意見を聞くことができる。

#### 附　則

この条例は、公布の日から施行する。

高議第 71 号

高砂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を  
定めることについて

高砂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり  
定めるものとする。

令和 7 年 1 月 5 日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

## 高砂市条例第　　号

### 高砂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

#### (基準)

第2条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定による条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)に規定する基準をもって、その基準とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第 6 回

令和 7 年度高砂市  
一般会計補正予算

一 般 会 計

## 目 次

ページ

1 第6回 令和7年度高砂市一般会計補正予算	53
2 第1表 歳入歳出予算の補正	
・ 歳 入	54
・ 歳 出	60
3 第2表 繰越明許費	64
4 第3表 債務負担行為の補正	66
5 第4表 地方債の補正	68
(予算に関する説明書)	
6 歳入歳出補正予算事項別明細書	
(1) 総 括	71
(2) 歳 入	74
(3) 歳 出	90
(予算に関する説明書)	
7 補正予算給与費明細書	146
(予算に関する説明書)	
8 繰越明許費事項別明細書	156
(予算に関する説明書)	
9 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書	158
(予算に関する説明書)	
10 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現 在高の見込みに関する補正調書	160

## 第6回 令和7年度高砂市一般会計補正予算

令和7年度高砂市の一般会計第6回補正予算は次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 50,735 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,178,760 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

### (繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

### (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

### (地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債の補正」による。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算の補正

歳 入

款	項
① 市 税	(1) 市 民 税 (2) 固 定 資 産 税 (3) 軽 自 動 車 税 (4) 市 た ば こ 税 (5) 都 市 計 画 税
② 地 方 譲 与 税	(1) 地 方 振 発 油 譲 与 税 (2) 自 動 車 重 量 譲 与 税 (3) 森 林 環 境 譲 与 税 (4) 特 別 と ん 譲 与 税
③ 利 子 割 交 付 金	(1) 利 子 割 交 付 金
④ 配 当 割 交 付 金	(1) 配 当 割 交 付 金
⑤ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	(1) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
⑥ 法 人 事 業 税 交 付 金	(1) 法 人 事 業 税 交 付 金
⑦ 地 方 消 費 税 交 付 金	(1) 地 方 消 費 税 交 付 金
⑧ 環 境 性 能 割 交 付 金	(1) 環 境 性 能 割 交 付 金
⑨ 地 方 特 例 交 付 金	(1) 地 方 特 例 交 付 金
⑩ 地 方 交 付 税	(1) 地 方 交 付 税

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 7, 2 2 3, 0 0 0	0	1 7, 2 2 3, 0 0 0
6, 1 1 9, 0 0 0	0	6, 1 1 9, 0 0 0
8, 8 9 1, 0 0 0	0	8, 8 9 1, 0 0 0
2 5 3, 0 0 0	0	2 5 3, 0 0 0
6 0 0, 0 0 0	0	6 0 0, 0 0 0
1, 3 6 0, 0 0 0	0	1, 3 6 0, 0 0 0
2 1 8, 3 7 6	0	2 1 8, 3 7 6
4 6, 0 0 0	0	4 6, 0 0 0
1 5 8, 0 0 0	0	1 5 8, 0 0 0
1 1, 3 7 6	0	1 1, 3 7 6
3, 0 0 0	0	3, 0 0 0
2 2, 0 0 0	0	2 2, 0 0 0
2 2, 0 0 0	0	2 2, 0 0 0
1 2 3, 0 0 0	0	1 2 3, 0 0 0
1 2 3, 0 0 0	0	1 2 3, 0 0 0
1 9 6, 0 0 0	0	1 9 6, 0 0 0
1 9 6, 0 0 0	0	1 9 6, 0 0 0
2 5 1, 0 0 0	0	2 5 1, 0 0 0
2 5 1, 0 0 0	0	2 5 1, 0 0 0
2, 3 0 0, 0 0 0	0	2, 3 0 0, 0 0 0
2, 3 0 0, 0 0 0	0	2, 3 0 0, 0 0 0
6 1, 0 0 0	0	6 1, 0 0 0
6 1, 0 0 0	0	6 1, 0 0 0
8 8, 9 8 7	0	8 8, 9 8 7
8 8, 9 8 7	0	8 8, 9 8 7
4, 0 1 4, 2 6 5	0	4, 0 1 4, 2 6 5
4, 0 1 4, 2 6 5	0	4, 0 1 4, 2 6 5

一般会計

款	項
⑪ 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	(1) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
⑫ 分 担 金 及 び 負 担 金	(1) 分 担 金 (2) 負 担 金
⑬ 使 用 料 及 び 手 数 料	(1) 使 用 料 (2) 手 数 料
⑭ 国 庫 支 出 金	(1) 国 庫 負 担 金 (2) 国 庫 補 助 金 (3) 委 託 金
⑮ 県 支 出 金	(1) 県 負 担 金 (2) 県 補 助 金 (3) 委 託 金
⑯ 財 产 収 入	(1) 財 产 運 用 収 入 (2) 財 产 売 払 収 入
⑰ 寄 附 金	(1) 寄 附 金
⑱ 繰 入 金	(1) 基 金 繰 入 金 (2) 他 会 計 繰 入 金
⑲ 繰 越 金	(1) 繰 越 金
⑳ 諸 収 入	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
18, 500	0	18, 500
18, 500	0	18, 500
26, 036	0	26, 036
2, 122	0	2, 122
23, 914	0	23, 914
763, 359	0	763, 359
364, 456	0	364, 456
398, 903	0	398, 903
7, 690, 890	182, 923	7, 873, 813
5, 838, 749	136, 109	5, 974, 858
1, 829, 623	46, 814	1, 876, 437
22, 518	0	22, 518
2, 884, 752	467	2, 885, 219
1, 946, 114	0	1, 946, 114
625, 612	467	626, 079
313, 026	0	313, 026
416, 423	102, 999	519, 422
62, 873	0	62, 873
353, 550	102, 999	456, 549
690, 000	902	690, 902
690, 000	902	690, 902
238, 597	200	238, 797
175, 861	200	176, 061
62, 736	0	62, 736
673, 806	0	673, 806
673, 806	0	673, 806
2, 177, 804	2, 174	2, 179, 978

一般会計

款	項
	(1) 延滞金、加算金及び過料
	(2) 預金利息子
	(3) 貸付金元利収入
	(4) 受託事業収入
	(5) 雜入
②① 市債	
	(1) 市債
歳入	合計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 0 , 0 0 0	0	1 0 , 0 0 0
1 , 0 0 0	0	1 , 0 0 0
4 7 2 , 8 1 2	0	4 7 2 , 8 1 2
1 4 3 , 9 7 2	2 , 0 1 0	1 4 5 , 9 8 2
1 , 5 5 0 , 0 2 0	1 6 4	1 , 5 5 0 , 1 8 4
4 , 1 5 1 , 7 0 0	△3 4 0 , 4 0 0	3 , 8 1 1 , 3 0 0
4 , 1 5 1 , 7 0 0	△3 4 0 , 4 0 0	3 , 8 1 1 , 3 0 0
4 4 , 2 2 9 , 4 9 5	△5 0 , 7 3 5	4 4 , 1 7 8 , 7 6 0

一般会計

款	項
① 議会費	
	(1) 議会費
② 総務費	
	(1) 総務管理費
	(2) 徴稅費
	(3) 戸籍住民基本台帳費
	(4) 選舉費
	(5) 統計調査費
	(6) 監查委員費
③ 民生費	
	(1) 社会福祉費
	(2) 高齡者福祉費
	(3) 児童福祉費
	(4) 生活保護費
	(5) 災害救助費
④ 衛生費	
	(1) 保健衛生費
	(2) 清掃費
⑤ 労働費	
	(1) 労働施設費
	(2) 労働諸費
⑥ 農林水産業費	
	(1) 農業費
	(2) 水産業費
⑦ 商工費	
	(1) 商工費
⑧ 土木費	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 1 7, 1 1 1	2, 7 5 1	3 1 9, 8 6 2
3 1 7, 1 1 1	2, 7 5 1	3 1 9, 8 6 2
6, 4 5 4, 0 8 1	△1 9 1, 3 7 2	6, 2 6 2, 7 0 9
5, 3 1 6, 1 0 7	△2 0 4, 4 4 0	5, 1 1 1, 6 6 7
6 4 8, 6 2 5	7, 5 3 9	6 5 6, 1 6 4
3 0 4, 3 0 8	3, 0 9 1	3 0 7, 3 9 9
8 7, 3 4 1	1, 1 5 6	8 8, 4 9 7
6 4, 8 9 1	5 5 2	6 5, 4 4 3
3 2, 8 0 9	7 3 0	3 3, 5 3 9
1 8, 2 1 5, 1 9 8	2 4 5, 6 0 9	1 8, 4 6 0, 8 0 7
6, 6 1 1, 1 5 5	△1 2, 9 7 6	6, 5 9 8, 1 7 9
1, 8 0 8, 5 9 9	5, 8 3 1	1, 8 1 4, 4 3 0
7, 6 8 4, 1 1 9	6 6, 9 4 5	7, 7 5 1, 0 6 4
2, 1 1 0, 6 1 3	1 8 5, 8 0 9	2, 2 9 6, 4 2 2
7 1 2	0	7 1 2
3, 9 0 0, 2 4 1	2 2 5, 0 2 5	4, 1 2 5, 2 6 6
1, 9 8 8, 0 6 7	2 1 7, 3 8 4	2, 2 0 5, 4 5 1
1, 9 1 2, 1 7 4	7, 6 4 1	1, 9 1 9, 8 1 5
8 6, 6 1 6	0	8 6, 6 1 6
2 6, 9 5 5	0	2 6, 9 5 5
5 9, 6 6 1	0	5 9, 6 6 1
2 3 4, 2 9 7	4, 1 0 4	2 3 8, 4 0 1
2 0 0, 6 6 4	3, 6 1 5	2 0 4, 2 7 9
3 3, 6 3 3	4 8 9	3 4, 1 2 2
1, 0 0 8, 4 5 9	△4 6, 3 1 0	9 6 2, 1 4 9
1, 0 0 8, 4 5 9	△4 6, 3 1 0	9 6 2, 1 4 9
4, 1 4 2, 2 9 2	1 7 6, 3 0 7	4, 3 1 8, 5 9 9

一般会計

款	項
	(1) 土木管理費
	(2) 道路橋りょう費
	(3) 河川費
	(4) 港湾費
	(5) 住宅費
	(6) 下水道費
⑨ 都市計画費	
⑩ 消防費	(1) 都市計画費
⑪ 教育費	(1) 消防費
	(1) 教育総務費
	(2) 小学校費
	(3) 中学校費
	(4) 社会教育費
	(5) 青少年対策費
⑫ 災害復旧費	
	(1) 土木施設災害復旧費
⑬ 公債費	
	(1) 公債費
⑭ 諸支出金	
	(1) 諸費
⑮ 予備費	
	(1) 予備費
歳出合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
20, 995	0	20, 995
1, 157, 705	174, 071	1, 331, 776
506, 670	1, 342	508, 012
1, 119	0	1, 119
59, 081	894	59, 975
2, 396, 722	0	2, 396, 722
687, 759	7, 554	695, 313
687, 759	7, 554	695, 313
1, 892, 147	△474, 645	1, 417, 502
1, 892, 147	△474, 645	1, 417, 502
3, 981, 249	△782	3, 980, 467
920, 110	24, 211	944, 321
1, 734, 681	△10, 787	1, 723, 894
1, 038, 112	△15, 480	1, 022, 632
275, 271	1, 040	276, 311
13, 075	234	13, 309
1	0	1
1	0	1
3, 191, 095	0	3, 191, 095
3, 191, 095	0	3, 191, 095
88, 949	1, 024	89, 973
88, 949	1, 024	89, 973
30, 000	0	30, 000
30, 000	0	30, 000
44, 229, 495	△50, 735	44, 178, 760

一般会計

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項
⑧ 土 木 費	(2) 道 路 橋 り よ う 費
⑩ 消 防 費	(1) 消 防 費

事業名	金額
道 路 維 持 管 理 事 業	56,500 千円
橋 り よ う 耐 震 化 事 業	110,000
消 防 自 動 車 購 入 事 業	266,645

第3表 債務負担行為の補正

事 項	期 間	
	補 正 前	補 正 後
封入封緘等業務委託	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
都市計画公園変更図書作成等業務委託	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
米田西学童保育所賃借料	_____	自至 令和 8年度 令和 12年度
市営住宅用地測量業務委託	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
橋りょう整備工事	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
橋りょう耐震補修工事施工監理委託	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
橋りょう耐震補修工事	_____	令和 8年度
封入封緘等業務委託	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
アスベスト調査委託	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
L E D学校照明設備借上料 ( 小学校 )	_____	自至 令和 7年度 令和 13年度
アスベスト調査校委託 ( 小学校 )	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
外壁調査業務委託 ( 小学校 )	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
L E D学校照明設備借上料 ( 中学校 )	_____	自至 令和 7年度 令和 13年度
アスベスト調査校委託 ( 中学校 )	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度
外壁調査業務委託 ( 中学校 )	_____	自至 令和 7年度 令和 8年度

限 度 額			所 管 課
補正前の額	補 正 額	補正後の額	
千円 0	千円 3,520	千円 3,520	課 稅 課
0	4,134	4,134	文化ス ポーツ課
0	16,020	16,020	子 育 て 支 援 課
0	5,618	5,618	土 木 総 務 課
0	115,010	115,010	道 路 公 園 課
0	7,000	7,000	道 路 公 園 課
0	30,000	30,000	道 路 公 園 課
0	330	330	建 築 住 宅 課
0	1,260	1,260	総 務 ( 消 防 ) 課
0	310,790	310,790	教 育 総 務 課
0	5,010	5,010	教 育 総 務 課
0	13,000	13,000	教 育 総 務 課
0	216,016	216,016	教 育 総 務 課
0	3,880	3,880	教 育 総 務 課
0	7,800	7,800	教 育 総 務 課

第4表 地方債の補正

起債の目的	補正前償還の方法					
	限度額	借入先	起債の方法	利 率	期間(据置期間を含む)	
道路整備事業	千円 303,100	国 銀 行 その他の 機関	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借り入れる。 公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	30年以内	毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更あるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。
橋りょう整備事業	146,400					
消防施設整備事業	826,800					
中学校施設整備事業	247,100					

補		正		後	
限 度 額	借入先	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
				期 間 (据置期間 を含む)	方 法
千円					
304,900					
206,700		変	更	な	し
419,500					
251,900					



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## (1) 総括

歳 入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
①市 税	17,223,000	0	17,223,000
②地 方 譲 与 税	218,376	0	218,376
③利 子 割 交 付 金	22,000	0	22,000
④配 当 割 交 付 金	123,000	0	123,000
⑤株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	196,000	0	196,000
⑥法 人 事 業 税 交 付 金	251,000	0	251,000
⑦地 方 消 費 税 交 付 金	2,300,000	0	2,300,000
⑧環 境 性 能 割 交 付 金	61,000	0	61,000
⑨地 方 特 例 交 付 金	88,987	0	88,987
⑩地 方 交 付 税	4,014,265	0	4,014,265
⑪交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	18,500	0	18,500
⑫分 担 金 及 び 負 担 金	26,036	0	26,036
⑬使 用 料 及 び 手 数 料	763,359	0	763,359
⑭国 庫 支 出 金	7,690,890	182,923	7,873,813
⑮県 支 出 金	2,884,752	467	2,885,219
⑯財 産 収 入	416,423	102,999	519,422
⑰寄 附 金	690,000	902	690,902
⑱繰 入 金	238,597	200	238,797
⑲繰 越 金	673,806	0	673,806
⑳諸 収 入	2,177,804	2,174	2,179,978
㉑市 債	4,151,700	△340,400	3,811,300
歳 入 合 計	44,229,495	△50,735	44,178,760

一般会計

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
① 議 会 費	317,111	2,751	319,862
② 総 務 費	6,454,081	△191,372	6,262,709
③ 民 生 費	18,215,198	245,609	18,460,807
④ 衛 生 費	3,900,241	225,025	4,125,266
⑤ 労 働 費	86,616	0	86,616
⑥ 農 林 水 産 業 費	234,297	4,104	238,401
⑦ 商 工 費	1,008,459	△46,310	962,149
⑧ 土 木 費	4,142,292	176,307	4,318,599
⑨ 都 市 計 画 費	687,759	7,554	695,313
⑩ 消 防 費	1,892,147	△474,645	1,417,502
⑪ 教 育 費	3,981,249	△782	3,980,467
⑫ 災 害 復 旧 費	1	0	1
⑬ 公 債 費	3,191,095	0	3,191,095
⑭ 諸 支 出 金	88,949	1,024	89,973
⑮ 予 備 費	30,000	0	30,000
歳 出 合 計	44,229,495	△50,735	44,178,760

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	2,751
1,974	0	0	20	△193,366
110,319	330	0	975	133,985
△913	0	0	2,019	223,919
0	0	0	0	0
0	0	0	0	4,104
△51,409	137	0	1	4,961
73,250	0	62,100	200	40,757
0	0	0	0	7,554
0	0	△407,300	0	△67,345
49,702	0	4,800	61	△55,345
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	1,024
0	0	0	0	0
182,923	467	△340,400	3,276	102,999

一般会計

(2) 歳

## [款] ⑭ 国庫支出金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑭ 国庫支出金	7,690,890	182,923	7,873,813
(1) 国庫負担金	5,838,749	136,109	5,974,858
1 民生費国庫負担金	5,827,670	136,109	5,963,779
(2) 国庫補助金	1,829,623	46,814	1,876,437
1 総務費国庫補助金	100,897	△ 646	100,251
2 民生費国庫補助金	331,808	330	332,138
5 土木費国庫補助金	362,629	73,250	435,879
9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	599,036	△ 26,120	572,916

## 入

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 生活保護費 負担金	136,109	(生活福祉課) 生活保護費負担金 136,109 医療扶助費分 $181,479,000\text{円} \times 3/4 = 136,109,250\text{円}$
1 総務管理費 補助金	△ 646	(市民窓口課) 個人番号カード交付事務費補助金 △646,000円
3 児童福祉費 補助金	330	(子育て支援課) 子ども・子育て支援事業費補助金 330 $992,000\text{円} \times 1/3 = 330,666\text{円}$
1 道路橋りよ う費補助金	73,250	(道路公園課) 橋りよう維持事業費補助金 43,000 $43,000,000\text{円}$  道路維持管理事業費補助金 28,250 $28,250,000\text{円}$  都市構造再編集中支援事業費補助金 2,000 $2,000,000\text{円}$
1 物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時交付金	△ 26,120	(企画課) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △26,120,000円

一般会計

## [款] ⑯ 県支出金

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
⑯ 県支出金	2,884,752	467	2,885,219
(2) 県補助金	625,612	467	626,079
2 民生費県補助金	485,652	330	485,982
5 商工費県補助金	5,479	137	5,616

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 児童福祉費 補助金	330	(子育て支援課) 子ども・子育て支援事業費補助金 $992,000\text{円} \times 1/3 = 330,666\text{円}$
1 商工費補助 金	137	(地域振興課) 消費者行政活性化事業補助金 137,000円

一般会計

## [款] ⑯ 財産収入

款項目	補正前の額	補正額	計
⑯ 財産収入	416,423	102,999	519,422
(2) 財産売払収入	353,550	102,999	456,549
1 不動産売払収入	351,680	102,999	454,679

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地売払収入	102,999	(契約管財課) 土地売払収入 102,999

一般会計

## [款] ⑯ 寄附金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑯ 寄附金	690,000	902	690,902
(1) 寄附金	690,000	902	690,902
2 民生費寄附金	0	902	902

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 児童福祉費 寄附金	902	(幼児保育課) 認定こども園費寄附金 902
		一般会計

## [款] ⑯ 繰入金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑯ 繰入金	238,597	200	238,797
(1) 基金繰入金	175,861	200	176,061
3 駅周辺整備基金繰入金	26,908	200	27,108

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 駅周辺整備 基金繰入金	200	(道路公園課) 駅周辺整備基金繰入金 200

一般会計

## [款] ②0 諸収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
②0 諸収入	2,177,804	2,174	2,179,978
(4) 受託事業収入	143,972	2,010	145,982
1 衛生費受託事業収入	140,784	2,010	142,794
(5) 雜入	1,550,020	164	1,550,184
2 雜入	1,369,550	164	1,369,714

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 清掃費受託事業収入	2,010	(エコクリーンピアはりま) 広域ごみ処理事務受託事業収入 1,669 広域ごみ処理施設可燃ごみ処理受託事業収入 341
8 雑入	164	(危機管理室) 社会保険料個人負担金 2  (課税課) 社会保険料個人負担金 1  (地域振興課) 社会保険料個人負担金 13  (健康増進課) 社会保険料個人負担金 2  (子育て支援課) 社会保険料個人負担金 6  (幼児保育課) 社会保険料個人負担金 55  (こども窓口課) 社会保険料個人負担金 8  (地域福祉課) 社会保険料個人負担金 1  (人権推進課) 社会保険料個人負担金 4  (生活福祉課) 社会保険料個人負担金 3  (エコクリーンピアはりま) 社会保険料個人負担金 (広域ごみ処理分) 5  (工事検査室) 社会保険料個人負担金 3

一般会計

[款] ⑰ 諸収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		(生涯学習課) 社会保険料個人負担金 2
		(学校教育課) 社会保険料個人負担金 59

一般会計

[款] ②1 市債

款　　項　　目	補正前の額	補　正　額	計
②1 市債	4,151,700	△ 340,400	3,811,300
(1) 市債	4,151,700	△ 340,400	3,811,300
5 土木債	880,100	62,100	942,200
7 消防債	840,600	△ 407,300	433,300
8 教育債	826,800	4,800	831,600

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 道路橋りょう債	62,100	(道路公園課) 道路整備事業債 1,800 橋りょう整備事業債 60,300
1 消防債	△ 407,300	(総務課(消防)) 消防施設整備事業債 △407,300
2 中学校債	4,800	(教育総務課) 中学校施設整備事業債 4,800

一般会計

(3) 歳

## [款] ① 議会費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額	額 内 の 訳
① 議会費	317,111	2,751	319,862	特定財源	0	
(1) 議会費	317,111	2,751	319,862	一般財源	2,751	
1 議会費	317,111	2,751	319,862	特定財源	0	
				一般財源	2,751	

出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	505	(人事課) 議会運営に要する職員給与費（9人分） 給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
2 給料	1,202	【 2,246】 〔 1,202〕 1,202 〔 902〕 78 20 6 84 714 〔 142〕 142
3 職員手当等	902	
4 共済費	142	(総務課（議会）) 議員活動事業 報酬 議長報酬 副議長報酬 議員報酬 505】 〔 505〕 32 29 444

一般会計

## [款] ② 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳
② 総務費	6,454,081	△191,372	6,262,709	特定財源 1,994 一般財源 △193,366
(1) 総務管理費	5,316,107	△204,440	5,111,667	特定財源 2,639 一般財源 △207,079
1 一般管理費	1,476,942	27,909	1,504,851	特定財源 3 (内訳) 諸収入 3 一般財源 27,906
7 情報管理費	393,406	△2,048	391,358	特定財源 0 一般財源 △2,048
9 市民サービスコナー費	62,688	1,230	63,918	特定財源 0 一般財源 1,230

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	392	(総務課) 文書・法制事務事業 報酬 事務等担当者報酬
2 給料	14,195	(人事課) 一般管理事務に要する職員給与費（110人分）
3 職員手当等	10,858	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
4 共済費	1,639	人事管理事務事業 委託料 人事給与システム改修委託料
12 委託料	825	(工事検査室) 工事検査事務事業 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
12 委託料	△2,048	(I C T推進課) 運用管理事業 委託料 ネットワーク設定変更委託料
2 給料	718	(人事課) 市民サービスコーナー運営管理に要する職員給与費（6人分）

一般会計

## [款] ② 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳
11 交通安全対策費	28,820	250	29,070	特定財源 0 一般財源 250
12 恩給及び退職年金費	436,063	11,207	447,270	特定財源 0 一般財源 11,207
15 財政調整基金費	624,878	△253,455	371,423	特定財源 0 一般財源 △253,455
17 自治振興費	228,557	2,256	230,813	特定財源 2,622 (内訳) 国庫支出金 2,620 諸収入 2  一般財源 △366

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	407	給料 職員給 職員手当等 地域手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
4 共済費	105	(人事課) 交通安全対策に要する職員給与費（1人分） 給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
2 給料	130	(人事課) 恩給及び退職年金事業 負担金補助及び交付金 退職手当組合負担金
3 職員手当等	104	(財政課) 財政調整基金積立事業 積立金
4 共済費	16	(人事課) 自治振興事務に要する職員給与費（7人分） 給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
18 負担金補助 及び交付金	11,207	(危機管理室) 地域安全対策事業 報酬 青色防犯パトロール員報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
24 積立金	△253,455	
1 報酬	286	
2 給料	972	
3 職員手当等	862	
4 共済費	136	

一般会計

## [款] ② 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
18 地域交流センター費	440,350	4,812	445,162	特定財源 (内訳) 諸収入	12 12
				一般財源	4,800
20 男女共同参画推進費	12,815	382	13,197	特定財源 (内訳) 諸収入	2 2
				一般財源	380
21 文化スポーツ振興費	680,797	3,017	683,814	特定財源 一般財源	0 3,017

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,420	(人事課) 地域交流センター運営管理に要する職員給与費 (13人分) 【 2,644】 〔 1,530〕
2 給料	1,530	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	1,531	96 8 7 60 714 〔 229〕 229
4 共済費	331	(地域振興課) 地域交流センター運営管理事業 【 2,168】 〔 1,420〕 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
1 報酬	251	(人権推進課) 男女共同参画センター管理運営事業 報酬 男女共同参画センター専門員報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
3 職員手当等	110	382 〔 251〕 245 6 〔 110〕 110 〔 18〕 7 11 〔 3〕
4 共済費	18	
8 旅費	3	
2 給料	1,658	(人事課) 文化スポーツ振興事務に要する職員給与費 (13人分) 【 3,017】 〔 1,658〕
3 職員手当等	1,157	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
4 共済費	202	105 14 61 1 80 896 〔 202〕 202

一般会計

[款] ② 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
(2) 徴稅費	648,625	7,539	656,164	特定財源 一般財源	1 7,538
1 稅務総務費	233,393	7,488	240,881	特定財源 一般財源	0 7,488
2 程課徵收費	415,232	51	415,283	特定財源 (内訳) 諸収入 一般財源	1 1 50
(3) 戸籍住民基本台帳費	304,308	3,091	307,399	特定財源 一般財源	△646 3,737
1 戸籍住民基本台帳費	304,308	3,091	307,399	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	△646 △646 3,737

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 納入料	4,136	(人事課) 税務事務に要する職員給与費 (32人分) 給料 【 7,488】 〔 4,136〕 職員給 職員手当等 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	2,919	4,136 〔 2,919〕 252 81 141 162 60 2,223 〔 433〕 433
4 共済費	433	
1 報酬	304	(課税課) 市税賦課事務事業 報酬 【 51】 〔 304〕 事務等担当者報酬 委託料 封入封緘等業務委託料
12 委託料	△253	304 〔 △253〕 △253
2 納入料	2,216	(人事課) 戸籍住民基本台帳事務に要する職員給与費 (21人分) 給料 【 3,911】 〔 2,216〕 職員給 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	1,467	2,216 〔 1,467〕 21 134 5 103 12 1,192 〔 228〕 228
4 共済費	228	
12 委託料	△171	
13 使用料及び 賃借料	△649	(市民窓口課) 戸籍住民基本台帳事務事業 委託料 【 △820】 〔 △171〕 統合端末機器保守点検委託料 使用料及び賃借料 ○住民基本台帳ネットワーク機器借上料 ○マイナンバーカード申請書作成支援システム機器借上料
		△171 〔 △649〕 △465 △184

一般会計

## [款] ② 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
(4) 選挙費	87,341	1,156	88,497	特定財源 一般財源	0 1,156
1 選挙管理委員会 費	37,317	1,156	38,473	特定財源 一般財源	0 1,156
(5) 統計調査費	64,891	552	65,443	特定財源 一般財源	0 552
1 統計調査総務費	11,846	552	12,398	特定財源 一般財源	0 552
(6) 監査委員費	32,809	730	33,539	特定財源 一般財源	0 730
1 監査委員費	32,809	730	33,539	特定財源 一般財源	0 730

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 納入	546	(人事課) 選挙管理委員会運営に要する職員給与費（4人分） 【 1,156】 〔 546〕
3 職員手当等	400	給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 400〕 35 2 36 327 〔 210〕 210
4 共済費	210	
2 納入	267	(人事課) 統計調査事務に要する職員給与費（2人分） 【 552】 〔 267〕
3 職員手当等	154	給料 職員給 職員手当等 地域手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 154〕 16 138 〔 131〕 131
4 共済費	131	
2 納入	376	(人事課) 監査業務に要する職員給与費（3人分） 【 730】 〔 376〕
3 職員手当等	305	給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 305〕 25 3 36 241 〔 49〕 49
4 共済費	49	

一般会計

## [款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
③ 民生費	18,215,198	245,609	18,460,807	特定財源 一般財源	111,624 133,985
(1) 社会福祉費	6,611,155	△12,976	6,598,179	特定財源 一般財源	△26,117 13,141
1 社会福祉総務費	1,248,734	9,016	1,257,750	特定財源 一般財源	0 9,016
2 障害者援助費	3,003,829	△4,294	2,999,535	特定財源 一般財源	0 △4,294
3 介護保険費	1,294,001	4,260	1,298,261	特定財源 一般財源	0 4,260
5 福祉医療費	881,351	1,104	882,455	特定財源 一般財源	0 1,104

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	19	(人事課) 社会福祉事務に要する職員給与費 (24人分) 【 5,602】 〔 3,085〕
2 納入料	3,085	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	2,187	194 12 143 1 144 1,693 〔 330〕 330
4 共済費	330	
27 繰出金	3,395	(財政課) 国民健康保険事業特別会計繰出事業 繰出金 職員給与費等繰出金 3,395 〔 3,395〕 3,395
		(地域福祉課) 生活困窮者自立支援事業 報酬 事務等担当者報酬 19 〔 19〕 19
13 使用料及び 賃借料	△4,294	(障がい福祉課) 障害者自立支援事業 使用料及び賃借料 障害者福祉システム借上料 障害福祉システム使用料 △4,294 〔 △4,294〕 △1,328 △2,966
27 繰出金	4,260	(財政課) 介護保険事業特別会計繰出事業 繰出金 介護保険事業特別会計へ繰出金 4,260 〔 4,260〕 4,260
2 納入料	578	(人事課) 福祉医療に要する職員給与費 (5人分) 給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 【 1,104】 〔 578〕 578 〔 455〕 37 15 24 379 〔 71〕 71
3 職員手当等	455	
4 共済費	71	

一般会計

## [款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 正 源	額 内 の 訳
6 高砂市福祉総合相談センター費	9,500	255	9,755	特定財源 (内訳) 諸収入	1 1
				一般財源	254
7 年金費	26,878	866	27,744	特定財源 一般財源	0 866
9 人権推進費	37,811	1,332	39,143	特定財源 (内訳) 諸収入	1 1
				一般財源	1,331

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	181	(地域福祉課) 高砂市福祉総合相談センター運営管理事業 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当
3 職員手当等	74	【 255】 〔 181〕 181 〔 74〕 74
2 給料	498	(人事課) 国民年金事業に要する職員給与費 (4人分) 給料 職員給 職員手当等 扶養手当 地域手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	316	【 866】 〔 498〕 498 〔 316〕 316 14 30 1 271 〔 52〕 52
4 共済費	52	
1 報酬	127	(人事課) 人権推進事業に要する職員給与費 (5人分) 給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
2 給料	482	【 1,138】 〔 482〕 482 〔 478〕 478 30 2 8 12 426 〔 178〕 178
3 職員手当等	535	
4 共済費	188	(人権推進課) 人権教育事業 報酬 人権教育指導員報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料

一般会計

## [款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
10 隣保館費	22,661	605	23,266	特定財源 (内訳) 諸収入 一般財源	1 1 604
11 物価高騰対応重点支援費	54,105	△26,120	27,985	特定財源 (内訳) 国庫支出金 一般財源	△26,120 △26,120 0
(2) 高齢者福祉費	1,808,599	5,831	1,814,430	特定財源 一般財源	0 5,831
1 高齢者福祉総務費	61,436	1,750	63,186	特定財源 一般財源	0 1,750

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	124	(人事課) 隣保館運営管理に要する職員給与費（2人分） 【 414】 〔 224〕
2 給料	224	給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 14 224 〔 162〕 1 9 138 28 28
3 職員手当等	219	(人権推進課) 隣保館運営管理事業 報酬 人権啓発指導員報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料 191 〔 124〕 124 〔 57〕 57 〔 10〕 4 6
4 共済費	38	(地域福祉課) 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業 【 △26, 120】 〔 △431〕
3 職員手当等	△431	職員手当等 期末勤勉手当 委託料 通信設備等設置委託料 給付金給付事務支援委託料 負担金補助及び交付金 住民税非課税世帯支援給付金 △431 〔 △2, 439〕 △119 △2, 320 〔 △23, 250〕 △23, 250
12 委託料	△2, 439	
18 負担金補助 及び交付金	△23, 250	
2 給料	997	(人事課) 高齢者福祉事務に要する職員給与費（8人分） 【 1, 750】 〔 997〕
3 職員手当等	638	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 997 638 61 3 41 12 521 〔 115〕 115
4 共済費	115	

一般会計

## [款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
2 後期高齢者医療費	1,499,080	4,081	1,503,161	特定財源 0 一般財源 4,081
(3) 児童福祉費	7,684,119	66,945	7,751,064	特定財源 1,629 一般財源 65,316
1 児童福祉総務費	474,068	8,652	482,720	特定財源 666 (内訳) 国庫支出金 330 県支出金 330 諸収入 6 一般財源 7,986

(単位 : 千円)

節		説 明
区分	金額	
18 負担金補助 及び交付金	2,251	(財政課) 後期高齢者医療事業特別会計繰出事業 繰出金 後期高齢者医療事業特別会計へ繰出金 【 1,830】 〔 1,830〕 1,830
27 繰出金	1,830	(国保年金課) 後期高齢者医療事業 負担金補助及び交付金 後期高齢者医療広域連合負担金 △6,493 後期高齢者医療費過年度負担金 8,744
1 報酬	772	(人事課) 児童福祉事務に要する職員給与費 (28人分) 【 6,490】 〔 3,607〕 3,607
2 給料	3,607	給料 職員給 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 児童手当 27 222 17 111 84 1,982 60
3 職員手当等	2,845	
4 共済費	436	
13 使用料及び 賃借料	801	共済費 共済組合負担金 380 380
18 負担金補助 及び交付金	191	(子育て支援課) 児童福祉事務事業 報酬 事務等担当者報酬 【 22】 〔 22〕 22  児童健全育成事業 使用料及び賃借料 米田西学童保育所賃借料 801 負担金補助及び交付金 米田西学童保育所光熱水費負担金 191 191
		(こども窓口課) 児童福祉事務事業 報酬 利用者支援相談員報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料 382 249 249 114 114 19 8 11

一般会計

## [款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
2 子育て支援センター費	44,965	1,181	46,146	特定財源 4 (内訳) 諸収入 4  一般財源 1,177
3 児童措置費	4,639,276	377	4,639,653	特定財源 2 (内訳) 諸収入 2  一般財源 375
4 母子福祉費	20,058	441	20,499	特定財源 2 (内訳) 諸収入 2  一般財源 439

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		児童健全育成事業 報酬 家庭児童相談員報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
		【 766】 〔 501〕 501 〔 228〕 228 〔 37〕 37 15 22
1 報酬	630	(人事課) 子育て支援センター運営管理に要する職員給与費（2人分） 給料 職員給 職員手当等 地域手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
		【 324】 〔 190〕 190 〔 94〕 94 12 82 〔 40〕 40
2 給料	190	
3 職員手当等	289	
4 共済費	72	(子育て支援課) 子育て支援事業 報酬 つどいの広場アドバイザー報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
		【 857】 〔 630〕 286 344 〔 195〕 195 〔 32〕 32 13 19
1 報酬	245	(幼児保育課) 子ども・子育て支援事業 報酬 利用者支援相談員報酬
3 職員手当等	114	職員手当等 期末勤勉手当 共済費
4 共済費	18	共済組合負担金 社会保険料
1 報酬	288	(子育て支援課) 母子福祉事業 報酬 母子自立支援員報酬
3 職員手当等	131	職員手当等 期末勤勉手当 共済費
4 共済費	22	共済組合負担金 社会保険料

一般会計

## [款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
5 認定こども園費	1,482,085	53,391	1,535,476	特定財源 (内訳) 寄附金 諸収入	954 902 52
				一般財源	52,437
7 児童発達支援センター費	114,050	2,903	116,953	特定財源 (内訳) 諸収入	1 1
				一般財源	2,902

(単位：千円)

節		説 明
区分	金額	
1 報酬	6,791	(人事課) 公立認定こども園運営管理に要する職員給与費（181人分） 【 42,101】 〔 21,018〕
2 給料	21,018	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	15,244	1,266 151 810 96 10,145 〔 8,615〕 8,615
4 共済費	9,051	
17 備品購入費	1,287	(幼児保育課) 公立認定こども園運営管理事業 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料 備品購入費
1 報酬	218	(人事課) 高砂児童学園運営管理に要する職員給与費（16人分） 【 2,578】 〔 1,497〕
2 給料	1,497	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	989	91 10 13 12 806 〔 149〕 149
4 共済費	159	
8 旅費	40	(幼児保育課) 高砂児童学園運営管理事業 報酬 療育指導員報酬 児童発達相談支援員報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料 旅費

一般会計

## [款] ③ 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
(4) 生活保護費	2,110,613	185,809	2,296,422	特定財源 136,112 一般財源 49,697
1 生活保護総務費	143,313	4,330	147,643	特定財源 3 (内訳) 諸収入 3 一般財源 4,327
2 扶助費	1,967,300	181,479	2,148,779	特定財源 136,109 (内訳) 国庫支出金 136,109 一般財源 45,370

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	437	(人事課) 生活保護事務に要する職員給与費（17人分） 【 3,657】 〔 2,133〕
2 給料	2,133	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	1,525	129 5 129 12 1,048 〔 201〕 201
4 共済費	235	(生活福祉課) 生活保護事務事業 報酬 生活保護就労指導員報酬 生活保護調整専門員報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
19 扶助費	181,479	(生活福祉課) 生活保護援護事業 扶助費 医療扶助費 【 181,479】 〔 181,479〕 181,479

一般会計

## 〔款〕④ 衛生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳
④衛生費	3,900,241	225,025	4,125,266	特定財源 1,106 一般財源 223,919
(1)保健衛生費	1,988,067	217,384	2,205,451	特定財源 △909 一般財源 218,293
1 保健衛生総務費	1,019,789	204,534	1,224,323	特定財源 2 (内訳) 諸収入 2 一般財源 204,532
2 予防費	546,528	297	546,825	特定財源 2 (内訳) 諸収入 2 一般財源 295

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	316	(人事課) 保健衛生事務に要する職員給与費（20人分） 【 4,091】 〔 2,281〕
2 納入料	2,281	給料 職員給 職員手当等 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	1,693	138 196 10 16 12 1,213 〔 225〕 225
4 共済費	244	
27 繰出金	200,000	(財政課) 病院事業会計繰出事業 繰出金 病院事業会計～繰出金 200,000
		(こども窓口課) 母子保健事業 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料 443 〔 316〕 316 〔 108〕 108 〔 19〕 7 12
1 報酬	304	(国保年金課) 後期高齢者医療健康診査事業 委託料 封入封緘等業務委託料 △165 〔 △165〕 △165
3 職員手当等	135	
4 共済費	23	(健康増進課) 予防接種事業 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料 272 〔 178〕 178 81 81 13 5 8
12 委託料	△165	

一般会計

## 〔款〕④ 衛生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
4 環境保全対策費	239,575	12,553	252,128	特定財源 (内訳) 国庫支出金	△913 △913
				一般財源	13,466
(2) 清掃費	1,912,174	7,641	1,919,815	特定財源 一般財源	2,015 5,626
1 清掃総務費	172,456	5,061	177,517	特定財源 一般財源	0 5,061

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		成人保健対策事業 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
		【 190】 〔 126〕 126 〔 54〕 54 〔 10〕 4 6
1 報酬	19	(人事課) 環境保全対策に要する職員給与費 (18人分)
		【 4,447】 〔 2,429〕
2 給料	2,429	給料 職員給 職員手当等 地域手当
		2,429 〔 1,736〕 154
3 職員手当等	1,736	住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当
		3 21 15 132 1,411
4 共済費	282	共済費 共済組合負担金
		〔 282〕 282
12 委託料	△913	
23 投資及び出資金	9,000	(環境政策課) 地球温暖化対策推進事業 報酬 事務等担当者報酬 委託料 省エネ家電買替促進事業補助金交付事務委託料 投資及び出資金 地域新電力会社出資金
		【 8,106】 〔 19〕 19 〔 △913〕 △913 〔 9,000〕 9,000
2 給料	2,947	(人事課) 清掃業務に要する職員給与費 (24人分)
		【 5,061】 〔 2,947〕
3 職員手当等	1,817	給料 職員給 職員手当等 地域手当
		2,947 〔 1,817〕 179
4 共済費	297	通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
		25 8 85 36 1,484 〔 297〕 297

一般会計

## 〔款〕④ 衛生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
8 広域ごみ処理総務費	177,799	2,033	179,832	特定財源 (内訳) 諸収入	1,586 1,586
				一般財源	447
9 恩給及び退職年金費	3,960	110	4,070	特定財源 (内訳) 諸収入	86 86
				一般財源	24
10 広域ごみ処理施設費	1,045,239	437	1,045,676	特定財源 (内訳) 諸収入	343 343
				一般財源	94

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	374	(エコクリーンピアはりま) 広域ごみ処理事務に要する職員給与費（6人分） 【 1,459】 〔 793〕
2 給料	793	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 〔 571〕
3 職員手当等	741	49 6 20 2 24 470 〔 95〕
4 共済費	123	95
8 旅費	2	広域ごみ処理事務事業 報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 〔 374〕 共済組合負担金 170 170 〔 28〕 社会保険料 旅費 〔 2〕
18 負担金補助 及び交付金	110	(エコクリーンピアはりま) 恩給及び退職年金事業 【 110】 負担金補助及び交付金 〔 110〕 退職手当組合負担金 110
1 報酬	284	(エコクリーンピアはりま) 可燃ごみ処理施設管理事業 報酬 【 437】 〔 284〕
3 職員手当等	129	廃棄物搬入検査指導員報酬 職員手当等 〔 129〕 期末勤勉手当 129
4 共済費	21	共済費 共済組合負担金 社会保険料 8 13 〔 21〕
8 旅費	3	旅費 〔 3〕

一般会計

## 〔款〕⑥ 農林水産業費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
⑥ 農林水産業費	234,297	4,104	238,401	特定財源 一般財源	0 4,104
(1) 農業費	200,664	3,615	204,279	特定財源 一般財源	0 3,615
1 農業委員会費	37,770	789	38,559	特定財源 一般財源	0 789
2 農業総務費	21,931	664	22,595	特定財源 一般財源	0 664
7 地籍調査費	6,451	226	6,677	特定財源 一般財源	0 226
8 林業費	27,712	1,936	29,648	特定財源 一般財源	0 1,936
(2) 水産業費	33,633	489	34,122	特定財源 一般財源	0 489

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	413	(人事課) 農業委員会運営に要する職員給与費（3人分） 【 789】 〔 413〕
3 職員手当等	326	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 326〕
4 共済費	50	27 5 5 36 253 〔 50〕 50
2 給料	383	(人事課) 農業事務に要する職員給与費（3人分） 【 664】 〔 383〕
3 職員手当等	243	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 243〕
4 共済費	38	23 8 22 190 〔 38〕 38
2 給料	132	(人事課) 地籍調査に要する職員給与費（1人分） 【 226】 〔 132〕
3 職員手当等	80	給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 80〕
4 共済費	14	8 4 68 〔 14〕 14
18 負担金補助 及び交付金	1,936	(産業振興課) 林業事業 負担金補助及び交付金 鳥獣被害防止対策事業補助金 【 1,936】 〔 1,936〕 1,936

一般会計

## 〔款〕⑥ 農林水産業費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
1 水産業総務費	18,517	489	19,006	特定財源 一般財源	0 489

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	261	(人事課) 水産業事務に要する職員給与費（2人分） 給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	195	【 489】 〔 261〕 261 〔 195〕 17 5 12 161 〔 33〕 33
4 共済費	33	

一般会計

## [款] ⑦ 商工費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
⑦ 商工費	1,008,459	△46,310	962,149	特定財源 △51,271 一般財源 4,961
(1) 商工費	1,008,459	△46,310	962,149	特定財源 △51,271 一般財源 4,961
1 商工総務費	71,195	2,445	73,640	特定財源 0 一般財源 2,445
2 商工業振興費	896,549	△49,029	847,520	特定財源 △51,409 (内訳) 国庫支出金 △51,409 一般財源 2,380
3 消費生活費	9,647	274	9,921	特定財源 138 (内訳) 県支出金 137 諸収入 1 一般財源 136

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 紙料	1,416	(人事課) 商工事務に要する職員給与費 (11人分) 【 2,445】 給料 [ 1,416] 職員給 1,416 職員手当等 [ 864] 地域手当 87 時間外勤務手当 12 管理職手当 24 期末勤勉手当 741 共済費 [ 165] 共済組合負担金 165
3 職員手当等	864	
4 共済費	165	
12 委託料	△51,409	(産業振興課) 商業活性化事業 【 △1,000】 負担金補助及び交付金 [ △1,000] 市内商業活性化事業補助金 △1,000
18 負担金補助 及び交付金	△1,000	中小企業融資事業 【 3,380】 補償補填及び賠償金 [ 3,380] 中小企業特別融資信用保証料 3,380
21 補償補填及 び賠償金	3,380	市内消費活性化事業 【 △51,409】 委託料 [ △51,409] プレミアム付デジタル商品券事業委託料 △51,409
1 報酬	182	(地域振興課) 消費者保護対策事業 【 137】 報酬 [ 91] 消費生活相談員報酬 91
3 職員手当等	78	職員手当等 [ 39] 期末勤勉手当 39 共済費 [ 7] 共済組合負担金 3 社会保険料 4
4 共済費	14	消費者行政活性化事業 【 137】 報酬 [ 91] 消費生活相談員報酬 91 職員手当等 [ 39] 期末勤勉手当 39 共済費 [ 7] 共済組合負担金 3 社会保険料 4

一般会計

## [款] ⑧ 土木費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
⑧ 土木費	4,142,292	176,307	4,318,599	特定財源	135,550
				一般財源	40,757
(2) 道路橋りょう費	1,157,705	174,071	1,331,776	特定財源	135,550
				一般財源	38,521
1 道路橋りょう総務費	81,971	2,371	84,342	特定財源	0
				一般財源	2,371
2 道路維持費	232,885	56,500	289,385	特定財源	28,250
				(内訳)	
				国庫支出金	28,250
				一般財源	28,250
3 道路新設改良費	596,264	5,200	601,464	特定財源	4,000
				(内訳)	
				国庫支出金	2,000
				繰入金	200
				市債	1,800
				一般財源	1,200
5 橋りょう新設改良費	221,655	110,000	331,655	特定財源	103,300
				(内訳)	
				国庫支出金	43,000
				市債	60,300
				一般財源	6,700

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	22	(人事課) 道路橋りょう管理事務に要する職員給与費（11人分） 【 2,349】 〔 1,396〕
2 給料	1,396	給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	807	84 49 674 〔 146〕 146
4 共済費	146	(土木総務課) 道路橋りょう管理事務事業 報酬 事務等担当者報酬
12 委託料	56,500	(道路公園課) 道路維持管理事業 委託料 道路構造物点検業務委託料
2 給料	644	(人事課) 道路新設改良に要する職員給与費（5人分） 【 1,200】 〔 644〕
3 職員手当等	480	給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 期末勤勉手当 共済費
4 共済費	76	39 61 1 379 〔 76〕 76
14 工事請負費	4,000	(道路公園課) J R 曽根駅周辺整備事業 工事請負費
14 工事請負費	110,000	(道路公園課) 橋りょう耐震化事業 工事請負費

一般会計

## [款] (8) 土木費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
(3) 河川費	506,670	1,342	508,012	特定財源 0 一般財源 1,342
1 河川総務費	45,216	1,342	46,558	特定財源 0 一般財源 1,342
(5) 住宅費	59,081	894	59,975	特定財源 0 一般財源 894
1 住宅管理費	59,081	894	59,975	特定財源 0 一般財源 894

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	22	(人事課) 河川管理事務に要する職員給与費（6人分） 給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
2 紙料	746	【 1,320】 〔 746〕 746 〔 490〕 490 47 3 23 1 36 380 〔 84〕 84
3 職員手当等	490	
4 共済費	84	
		(治水対策課) 河川管理事務事業 報酬 事務等担当者報酬
2 紙料	509	【 22】 〔 22〕 22
3 職員手当等	317	
4 共済費	68	(人事課) 市営住宅管理に要する職員給与費（4人分） 給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
		【 894】 〔 509〕 509 〔 317〕 31 22 264 〔 68〕 68

一般会計

## [款] ⑨ 都市計画費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
⑨ 都市計画費	687,759	7,554	695,313	特定財源 0 一般財源 7,554
(1) 都市計画費	687,759	7,554	695,313	特定財源 0 一般財源 7,554
1 都市計画総務費	395,045	7,554	402,599	特定財源 0 一般財源 7,554

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 紙料	4,131	(人事課) 都市計画事務に要する職員給与費（31人分） 【 7,554】 〔 4,131〕
3 職員手当等	2,952	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 2,952〕 261 17 84 204 2,386 〔 471〕 471
4 共済費	471	

一般会計

## [款] ⑩ 消防費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
⑩ 消防費	1,892,147	△474,645	1,417,502	特定財源	△407,300
				一般財源	△67,345
(1) 消防費	1,892,147	△474,645	1,417,502	特定財源	△407,300
				一般財源	△67,345
1 常備消防費	1,784,103	△476,299	1,307,804	特定財源 (内訳) 市債	△407,300
				一般財源	△68,999
2 非常備消防費	53,070	△168	52,902	特定財源	0
				一般財源	△168
5 災害対策費	51,724	1,822	53,546	特定財源	0
				一般財源	1,822

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 納入料	12,671	(総務課 (消防)) 消防活動に要する職員給与費 (99人分) 給料 〔 23,454〕 〔 12,671〕
3 職員手当等	9,351	職員給 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 児童手当 〔 9,351〕
4 共済費	1,432	156 777 85 285 427 111 192 7,108 210 〔 1,432〕
11 役務費	△455	〔 1,432〕 1,432
12 委託料	△5,244	
14 工事請負費	△746,900	消防本部等運営管理事業 〔 △1,962〕 委託料 消防救急デジタル無線保守点検委託料 〔 △1,962〕 △1,962
17 備品購入費	252,846	消防庁舎整備事業 〔 △764,139〕 役務費 〔 △455〕 鑑定料 △144 建築申請手数料 △311 委託料 〔 △3,282〕 消防施設整備用地測量業務委託料 △400 消防施設整備物件調査業務委託料 △2,882 工事請負費 〔 △746,900〕 備品購入費 〔 △13,502〕  消防自動車購入事業 〔 266,645〕 備品購入費 〔 266,645〕  (消防課) 消防活動事業 〔 △297〕 備品購入費 〔 △297〕
17 備品購入費	△168	(総務課 (消防)) 消防団活動事業 備品購入費 〔 △168〕 〔 △168〕
14 工事請負費	1,822	(危機管理室) 防災対策事業 工事請負費 〔 1,822〕 〔 1,822〕

一般会計

## [款] ⑪ 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
⑪ 教育費	3,981,249	△782	3,980,467	特定財源 54,563 一般財源 △55,345
(1) 教育総務費	920,110	24,211	944,321	特定財源 58 一般財源 24,153
2 事務局費	884,473	23,276	907,749	特定財源 58 (内訳) 諸収入 58 一般財源 23,218
3 恩給及び退職年金費	31,430	935	32,365	特定財源 0 一般財源 935

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	6,767	(教育総務課) 教育委員会事務局管理事務に要する職員給与費（59人分） 【 12,991】 〔 7,100〕 職員給 7,100 職員手当等 〔 5,119〕 地域手当 438 通勤手当 17 時間外勤務手当 399 休日勤務手当 2 管理職手当 192 期末勤勉手当 4,071 共済費 〔 772〕 共済組合負担金 772
2 給料	7,100	
3 職員手当等	8,156	
4 共済費	1,253	
		(学校教育課) 不登校問題対策推進事業 【 3,526】 〔 2,318〕 報酬 不登校問題等相談員報酬 518 事務等担当者報酬 1,800 職員手当等 〔 1,043〕 期末勤勉手当 1,043 共済費 〔 165〕 共済組合負担金 65 社会保険料 100
		特別支援教育推進事業 【 6,698】 〔 4,388〕 報酬 事務等担当者報酬 4,388 職員手当等 〔 1,994〕 期末勤勉手当 1,994 共済費 〔 316〕 共済組合負担金 125 社会保険料 191
		学校司書配置事業 【 61】 〔 61〕 報酬 事務等担当者報酬 61
18 負担金補助 及び交付金	935	(教育総務課) 恩給及び退職年金事業 【 935】 〔 935〕 負担金補助及び交付金 退職手当組合負担金 935

一般会計

## [款] (11) 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内の訳
(2) 小学校費	1,734,681	△10,787	1,723,894	特定財源 31,975 一般財源 △42,762
1 学校管理費	263,507	△27,649	235,858	特定財源 13,311 (内訳) 国庫支出金 13,311 一般財源 △40,960
2 給食費	560,958	16,007	576,965	特定財源 18,664 (内訳) 国庫支出金 18,664 一般財源 △2,657
4 教育振興費	462,467	855	463,322	特定財源 0 一般財源 855
(3) 中学校費	1,038,112	△15,480	1,022,632	特定財源 22,527 一般財源 △38,007
1 学校管理費	147,532	△24,150	123,382	特定財源 8,483 (内訳) 国庫支出金 8,483 一般財源 △32,633
2 給食費	291,307	397	291,704	特定財源 9,244 (内訳) 国庫支出金 9,244 一般財源 △8,847

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 納入料	303	(教育総務課) 小学校運営管理に要する職員給与費（3人分） 【 733】 〔 303〕
3 職員手当等	203	給料 職員給 職員手当等 地域手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 【 203】 19 1 183 〔 227〕 227
4 共済費	227	【 19 1 183 〔 227〕 227
13 使用料及び 賃借料	△30,499	小学校運営管理事業 使用料及び賃借料 ○空調設備借上料 備品購入費 【 △28,382】 〔 △30,499〕 △30,499 〔 2,117〕
10 需用費	16,007	(学校給食課) 小学校給食事業 需用費 賄材料費 【 16,007】 〔 16,007〕 16,007
1 報酬	143	(学校教育課) 教育振興事業 報酬 事務等担当者報酬 【 143】 〔 143〕 143
17 備品購入費	712	教材備品等購入事業 備品購入費 【 712】 〔 712〕
13 使用料及び 賃借料	△25,394	(教育総務課) 中学校運営管理事業 使用料及び賃借料 ○空調設備借上料 備品購入費 【 △24,150】 〔 △25,394〕 △25,394 〔 1,244〕
17 備品購入費	1,244	(学校給食課) 中学校給食事業 報酬 事務等担当者報酬 【 397】 〔 106〕 106
3 職員手当等	48	職員手当等 期末勤勉手当 共済費 【 48〕 48 〔 8〕 8
4 共済費	8	共済組合負担金 社会保険料 3 5

一般会計

## [款] (11) 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
4 教育振興費	310,543	273	310,816	特定財源 0 一般財源 273
5 学校建設費	266,165	8,000	274,165	特定財源 4,800 (内訳) 市債 4,800 一般財源 3,200
(4) 社会教育費	275,271	1,040	276,311	特定財源 2 一般財源 1,038
1 社会教育総務費	8,786	190	8,976	特定財源 1 (内訳) 諸収入 1 一般財源 189
2 文化財保護費	93,200	204	93,404	特定財源 1 (内訳) 諸収入 1 一般財源 203
4 教育センター費	26,847	646	27,493	特定財源 0 一般財源 646

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	235	需用費 賄材料費 〔 235〕 235
1 報酬	86	(学校教育課) 教育振興事業 報酬 〔 86〕 〔 86〕 事務等担当者報酬 86
17 備品購入費	187	教材備品等購入事業 備品購入費 〔 187〕 〔 187〕
14 工事請負費	8,000	(教育総務課) 中学校施設建設事業 工事請負費 〔 8,000〕 〔 8,000〕
1 報酬	123	(生涯学習課) 放課後子どもプラン推進事業 報酬 〔 190〕 〔 123〕 生涯学習指導員報酬 123
3 職員手当等	57	職員手当等 期末勤勉手当 57 〔 57〕 共済費 〔 10〕
4 共済費	10	共済組合負担金 社会保険料 4 6
1 報酬	137	(生涯学習課) 文化財保護事業 報酬 〔 204〕 〔 137〕 事務等担当者報酬 137
3 職員手当等	57	職員手当等 期末勤勉手当 57 〔 57〕 共済費 〔 10〕
4 共済費	10	共済組合負担金 社会保険料 4 6
2 給料	379	(教育総務課) 教育センター運営管理に要する職員給与費（3人分） 〔 646〕 給料 〔 379〕
3 職員手当等	228	職員給 379 職員手当等 〔 228〕 地域手当 24
4 共済費	39	時間外勤務手当 1 管理職手当 12 期末勤勉手当 191 共済費 〔 39〕 共済組合負担金 39

一般会計

## [款] (11) 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源	額 内 の 訳
(5) 青少年対策費	13,075	234	13,309	特定財源 一般財源	1 233
2 青少年センター 費	9,321	234	9,555	特定財源 (内訳) 諸収入 一般財源	1 1 233

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	153	(学校教育課) 青少年センター運営管理事業 報酬 青少年相談員報酬 〔 153〕 職員手当等 期末勤勉手当 〔 69〕 共済費 共済組合負担金 社会保険料 〔 12〕 5 7
3 職員手当等	69	
4 共済費	12	

一般会計

## [款] ⑭ 諸支出金

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額内訳
⑭ 諸支出金	88,949	1,024	89,973	特定財源 0 一般財源 1,024
(1) 諸費	88,949	1,024	89,973	特定財源 0 一般財源 1,024
1 諸費	88,949	1,024	89,973	特定財源 0 一般財源 1,024

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子 及び割引料	1,024	(子育て支援課) 過年度収入金精算返納事業 償還金利子及び割引料 【 1,024】 〔 1,024〕

一般会計

(予算に関する説明書)

## 1 特別職

### 補正予算給付費明細書

区分	職員数	給	与			費 計	合 計	備考
			報酬	給料	期未手当			
補正額の前額	長等	3人	千円	30,552千円	13,322千円 4.55月分	43,874千円	7,141千円	51,015千円
	議員	19	166,797			166,797	32,140	198,937
	その他の特別職	139,609				139,609		
	計	22	306,406	30,552	13,322	350,280	39,281	389,561
補正額	長等				147	147	9	156
	議員	505			0.05			
	その他他の特別職					505		505
	計		505			147	652	661
合計	長等	3		30,552	13,469 4.60	44,021	7,150	51,171
	議員	19	167,302			167,302	32,140	199,442
	その他他の特別職	139,609				139,609		139,609
	計	22	306,911	30,552	13,469	350,932	39,290	390,222

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数	報酬	給料	職員手当	費		備考
					千円	千円	
補正前の額	( 508 ) 724	538,830	2,859,110	2,071,019	5,468,959	1,101,125	6,570,084
補正額	( )	21,523	101,189	77,141	199,853	19,558	219,411
合計	( 508 ) 724	560,353	2,960,299	2,148,160	5,668,812	1,120,683	6,789,495

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	管手	理手	管手	勤務手当	勤務手当	特別勤務手当	職員手当	管理職員手当	勤務手当	勤務手当	勤務手当	勤務手当	内訳	
																					計	
補正前の額	70,288	182,793	31,610	51,283	10,214	216,011	9,454	40,329	119,373	225	1,339,439											2,071,019
補正額	218	6,239	280	737		3,315	111	528	2,489													77,141
合計	70,506	189,032	31,890	52,020	10,214	219,326	9,565	40,857	121,862	225	1,402,663											2,148,160

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給報酬			手当			費			備考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前の額	( 71 ) 670		2,676,461	1,828,027		4,504,488		916,190	5,420,678		
補正額	( )		92,513	64,167		156,680		17,444	174,124		
合計	( 71 ) 670		2,768,974	1,892,194		4,661,168		933,634	5,594,802		

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	手			○			内訳	
					特殊勤務手当	勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	特別勤務手当	
補正前の額	70,288	171,834	31,610	45,776	9,883	209,358	9,454	39,944	119,373	225	1,120,282	千円 1,828,027
補正額	218	5,717	280	607		2,989	111	504	2,489		51,252	64,167
合計	70,506	177,551	31,890	46,383	9,883	212,347	9,565	40,448	121,862	225	1,171,534	1,892,194

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給報酬			手当			費			備考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前の額	( 437 ) 54	人	538,830	182,649	242,992	964,471	184,935	1,149,406			
補正額	( )		21,523	8,676	12,974	43,173	2,114	45,287			
合計	( 437 ) 54		560,353	191,325	255,966	1,007,644	187,049	1,194,693			

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当	当			内			計
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前の額	10,959	5,507	331	6,653			385	219,157	242,992	
補正額	522	130		326			24	11,972	12,974	
合計	11,481	5,637	331	6,979			409	231,129	255,966	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
給料	101,189	給与改定に伴う増減分 昇給に伴う増加分	101,189千円	改定率3.3%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
扶養手当	218	制度改正に伴う増減分 その他の増減分			
地域手当	6,239	制度改正に伴う増減分 その他の増減分			
住居手当	280	制度改正に伴う増減分 その他の増減分			
通勤手当	737	制度改正に伴う増減分 その他の増減分			
時間外勤務手当	3,315	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	3,315	給与改定による増額	
夜間勤務手当	111	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	111	給与改定による増額	
休日勤務手当	528	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	528	給与改定による増額	

区分		増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
管	理職	2,489千円	制度改正に伴う増減分	2,489千円	給与改定による増額	
手	当		その他の増減分			
期	未勤勉	63,224	制度改正に伴う増減分	63,655	給与改定による増額	
手	当		その他の増減分	△431		

ア 会計年度任用職員以外の職員

	区分	増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
給料		92,513	給与改定に伴う増減分 昇給に伴う増加分	92,513 千円	改定率3.3%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
扶養手当		218	制度改正に伴う増減分			
地域手当		5,717	制度改正に伴う増減分	218		
住居手当		280	制度改正に伴う増減分	5,717	給与改定による増額	
通勤手当		607	制度改正に伴う増減分	280		
時間外勤務手当		2,989	制度改正に伴う増減分	607	給与改定による増額	
夜間勤務手当		111	その他の増減分	2,989	給与改定による増額	
休日勤務手当		504	制度改正に伴う増減分	111	給与改定による増額	
			その他の増減分	504	給与改定による増額	

区分		増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
管	理職	2,489千円	制度改正に伴う増減分	2,489千円	給与改定による増額	
手	当		その他の増減分			
期	未勤勉	51,252	制度改正に伴う増減分	51,252	給与改定による増額	
手	当		その他の増減分			

イ 会計年度任用職員

区分	増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
給料	8,676 千円	給与改定に伴う増減分	8,676 千円	改定率5.2%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
地域手当	522	制度改正に伴う増減分	522	給与改定による増額	
通勤手当	130	制度改正に伴う増減分	130	給与改定による増額	
時間外勤務手当	326	制度改正に伴う増減分	326	給与改定による増額	
休日勤務手当	24	制度改正に伴う増減分	24	給与改定による増額	
期末勤勉手当	11,972	制度改正に伴う増減分	12,403	給与改定による増額	
		その他の増減分	△ 431		



(予算に関する説明書)

繰 越 明 許 費 事 項 別 明 細 書

款	項	目	予 算 額	支 出 濟 額 及 び 支 出 見 込 額
⑧ 土 木 費			千円 621,040	千円 454,540
	(2) 道路橋りょう費		621,040	454,540
		2 道 路 維 持 費	289,385	232,885
		5 橋りょう新設改良費	331,655	221,655
⑩ 消 防 費			1,307,804	1,041,159
	(1) 消 防 費		1,307,804	1,041,159
		1 常 備 消 防 費	1,307,804	1,041,159
合			計 1,928,844	1,495,699

繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				節		
	特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
	国県支出金	地 方 債	そ の 他				
千円 166,500	千円 71,250	千円 60,300	千円 0	千円 34,950			千円
166,500	71,250	60,300	0	34,950			
56,500	28,250	0	0	28,250	12 委託料	56,500	
110,000	43,000	60,300	0	6,700	14 工事請負費	110,000	
266,645	0	266,600	0	45			
266,645	0	266,600	0	45			
266,645	0	266,600	0	45	17 備品購入費	266,645	
433,145	71,250	326,900	0	34,995			

## (予算に関する説明書)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額	
		期間	金額
封入封緘等業務委託	千円 3,520	_____	千円 0
都市計画公園変更図書作成等業務委託	4,134	_____	0
米田西学童保育所賃借料	16,020	_____	0
市営住宅用地測量業務委託	5,618	_____	0
橋りょう整備工事	115,010	_____	0
橋りょう耐震補修工事施工監理委託	7,000	_____	0
橋りょう耐震補修工事	30,000	_____	0
封入封緘等業務委託	330	_____	0
アスベスト調査委託	1,260	_____	0
L E D 学校照明設備借上料 (小学校)	310,790	_____	0
アスベスト調査委託 (小学校)	5,010	_____	0
外壁調査業務委託 (小学校)	13,000	_____	0
L E D 学校照明設備借上料 (中学校)	216,016	_____	0
アスベスト調査委託 (中学校)	3,880	_____	0
外壁調査業務委託 (中学校)	7,800	_____	0
計（補正額）	739,388	_____	0
補正前の額	30,441,936	_____	4,651,161
合計	31,181,324	_____	4,651,161

又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する補正調書

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳		
期 間	金 額	特 定 財 源		
		国県支出金	地 方 債	そ の 他
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	千円 3,520	千円 0	千円 0	千円 0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	4,134	0	0	0
自 令和 8 年度 至 令和 12 年度	16,020	10,680	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	5,618	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	115,010	0	103,500	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	7,000	0	6,300	0
令和 8 年度	30,000	12,000	16,200	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	330	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	1,260	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 13 年度	310,790	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	5,010	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	13,000	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 13 年度	216,016	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	3,880	0	0	0
自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	7,800	0	0	0
_____	739,388	22,680	126,000	0
_____	25,790,775	2,177,703	3,303,100	10,158,674
_____	26,530,163	2,200,383	3,429,100	10,158,674
				10,742,006

(予算に関する説明書)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高

区分 分	前前年度末 現 在 高 千円	前年度末 現 在 高 千円	当該年 度中 当該年 度中起債 見込額 補正前の額 千円			補正後 の額 千円	
			當該年 度中起債 見込額 補正額 千円				
			補正額 千円				
1 普通債	26,538,112	26,025,167	4,443,300	△ 340,400	4,102,900		
(1)土木	9,186,768	8,925,637	943,400	62,100	1,005,500		
(2)教育	4,528,273	4,325,908	1,059,400	4,800	1,064,200		
(3)公営住宅	537,000	449,654	18,200	0	18,200		
(4)消防	825,827	917,607	840,600	△ 407,300	433,300		
(5)その他	11,460,244	11,406,361	1,581,700	0	1,581,700		
2 災害復旧債	1,678	1,411	0	0	0		
(1)その他	1,678	1,411	0	0	0		
3 その他	15,494,702	14,252,895	0	0	0		
(1)住民税等減税補てん債	59,590	30,184	0	0	0		
(2)臨時財政対策債	14,992,484	13,829,033	0	0	0		
(3)減収補てん債	442,628	393,678	0	0	0		
計(補正額)	——	——	——	△ 340,400	——		
補正前の額	42,034,492	40,279,473	4,443,300	——	——		
合計	42,034,492	40,279,473	4,443,300	△ 340,400	4,102,900		

並びに当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

増 減 見 込 額			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 元 金 償 戻 見 込 額			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	千円	千円	千円
1,576,793	0	1,576,793	28,891,674	△ 340,400	28,551,274
480,748	0	480,748	9,388,289	62,100	9,450,389
437,305	0	437,305	4,948,003	4,800	4,952,803
88,642	0	88,642	379,212	0	379,212
72,353	0	72,353	1,685,854	△ 407,300	1,278,554
497,745	0	497,745	12,490,316	0	12,490,316
267	0	267	1,144	0	1,144
267	0	267	1,144	0	1,144
1,391,517	0	1,391,517	12,861,378	0	12,861,378
20,422	0	20,422	9,762	0	9,762
1,322,141	0	1,322,141	12,506,892	0	12,506,892
48,954	0	48,954	344,724	0	344,724
—	0	—	—	△ 340,400	—
2,968,577	—	—	41,754,196	—	—
2,968,577	0	2,968,577	41,754,196	△ 340,400	41,413,796



第 3 回  
令和 7 年度高砂市  
国民健康保険事業  
特別会計補正予算

国民健康保険事業特別会計

## 目 次

ページ

1 第3回 令和7年度高砂市国民健康保険事業特別会計補正予算	165
2 第1表 歳入歳出予算の補正	
・ 歳 入	166
・ 歳 出	168
(予算に関する説明書)	
3 歳入歳出補正予算事項別明細書	
(1) 総 括	171
(2) 歳 入	174
(3) 歳 出	178
(予算に関する説明書)	
4 補正予算給与費明細書	180

第3回 令和7年度高砂市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和7年度高砂市の国民健康保険事業特別会計第3回補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,400 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,215,983 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算の補正

歳 入

款	項
① 国 民 健 康 保 険 料	(1) 国 民 健 康 保 険 料
② 使 用 料 及 び 手 数 料	(1) 手 数 料
③ 県 支 出 金	(1) 県 負 担 金 ・ 補 助 金
④ 財 产 収 入	(1) 財 产 運 用 収 入
⑤ 繰 入 金	(1) 他 会 計 繰 入 金 (2) 基 金 繰 入 金
⑥ 諸 収 入	(1) 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料 (2) 雜 入
⑦ 繰 越 金	(1) 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1, 445, 597	0	1, 445, 597
1, 445, 597	0	1, 445, 597
1	0	1
1	0	1
6, 638, 046	0	6, 638, 046
6, 638, 046	0	6, 638, 046
1	0	1
1	0	1
994, 900	3, 395	998, 295
906, 479	3, 395	909, 874
88, 421	0	88, 421
21, 255	5	21, 260
8, 000	0	8, 000
13, 255	5	13, 260
112, 783	0	112, 783
112, 783	0	112, 783
9, 212, 583	3, 400	9, 215, 983

国民健康保険事業特別会計

款	項
① 総務費	(1) 総務管理費 (2) 徴収費 (3) 運営協議会費 (4) 趣旨普及及費
② 保険給付費	(1) 療養諸費 (2) 高額療養費 (3) 移送費 (4) 出産育児諸費 (5) 葬祭諸費 (6) 結核医療諸費
③ 国民健康保険事業費納付金	(1) 医療給付費 (2) 後期高齢者支援金等 (3) 介護納付金
④ 保健事業費	(1) 特定健康診査等事業費 (2) 保健事業費
⑤ 基本金積立金	(1) 基本金積立金
⑥ 諸支出金	(1) 償還金及び還付加算金 (2) 諸費
⑦ 予備費	(1) 予備費
歳出	合計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 7 8, 2 6 7	3, 4 0 0	1 8 1, 6 6 7
1 2 4, 0 7 9	2, 4 6 0	1 2 6, 5 3 9
5 3, 2 2 2	9 4 0	5 4, 1 6 2
4 3 2	0	4 3 2
5 3 4	0	5 3 4
6, 5 1 1, 4 0 3	0	6, 5 1 1, 4 0 3
5, 5 9 5, 6 3 5	0	5, 5 9 5, 6 3 5
8 8 3, 2 2 6	0	8 8 3, 2 2 6
1	0	1
2 5, 0 1 1	0	2 5, 0 1 1
7, 5 0 0	0	7, 5 0 0
3 0	0	3 0
2, 2 8 7, 6 4 1	0	2, 2 8 7, 6 4 1
1, 5 8 9, 0 3 3	0	1, 5 8 9, 0 3 3
5 3 1, 1 4 8	0	5 3 1, 1 4 8
1 6 7, 4 6 0	0	1 6 7, 4 6 0
6 5, 8 0 7	0	6 5, 8 0 7
4 7, 6 7 7	0	4 7, 6 7 7
1 8, 1 3 0	0	1 8, 1 3 0
1 1 2, 7 8 4	0	1 1 2, 7 8 4
1 1 2, 7 8 4	0	1 1 2, 7 8 4
5 6, 3 8 1	0	5 6, 3 8 1
8, 0 0 0	0	8, 0 0 0
4 8, 3 8 1	0	4 8, 3 8 1
3 0 0	0	3 0 0
3 0 0	0	3 0 0
9, 2 1 2, 5 8 3	3, 4 0 0	9, 2 1 5, 9 8 3

国民健康保険事業特別会計



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## (1) 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
①国 民 健 康 保 険 料	1,445,597	0	1,445,597
②使 用 料 及 び 手 数 料	1	0	1
③県 支 出 金	6,638,046	0	6,638,046
④財 産 収 入	1	0	1
⑤繰 入 金	994,900	3,395	998,295
⑥諸 収 入	21,255	5	21,260
⑦繰 越 金	112,783	0	112,783
歳 入 合 計	9,212,583	3,400	9,215,983

国民健康保険事業特別会計

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
① 総 務 費	178,267	3,400	181,667
② 保 險 給 付 費	6,511,403	0	6,511,403
③ 国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金	2,287,641	0	2,287,641
④ 保 健 事 業 費	65,807	0	65,807
⑤ 基 金 積 立 金	112,784	0	112,784
⑥ 諸 支 出 金	56,381	0	56,381
⑦ 予 備 費	300	0	300
歳 出 合 計	9,212,583	3,400	9,215,983

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	3,400	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	3,400	0

国民健康保険事業特別会計

(2) 歳

## [款] ⑤ 繰入金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑤ 繰入金	994,900	3,395	998,295
(1) 他会計繰入金	906,479	3,395	909,874
1 一般会計繰入金	906,479	3,395	909,874

## 入

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 職員給与費 等繰入金	3,395	(国保年金課) 職員給与費等繰入金 3,395

国民健康保険事業特別会計

## [款] ⑥ 諸収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
⑥ 諸収入	21,255	5	21,260
(2) 雜入	13,255	5	13,260
2 雜入	6,255	5	6,260

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 雜入	5	(賦課収納課) 社会保険料個人負担金 5

国民健康保険事業特別会計

(3) 歳

## [款] ① 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
① 総務費	178,267	3,400	181,667	特定財源	3,400
				一般財源	0
(1) 総務管理費	124,079	2,460	126,539	特定財源	2,460
				一般財源	0
1 一般管理費	117,473	2,227	119,700	特定財源	2,227
				(内訳) 繰入金	2,227
				一般財源	0
2 恩給及び退職年金費	6,606	233	6,839	特定財源	233
				(内訳) 繰入金	233
				一般財源	0
(2) 徴収費	53,222	940	54,162	特定財源	940
				一般財源	0
2 特別対策費	25,093	940	26,033	特定財源	940
				(内訳) 繰入金	935
				諸収入	5
				一般財源	0

## 出

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	19	(国保年金課) 国民健康保険事務に要する職員給与費 (13人分) 【 2,945】 〔 1,606〕
2 給料	1,606	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	1,095	98 3 61 24 909 〔 244〕 244
4 共済費	244	
12 委託料	△737	国民健康保険事務事業 報酬 事務等担当者報酬 委託料 被保険者証作成及び封入封緘業務委託料 【 △718】 〔 19〕 19 〔 △737〕 △737
18 負担金補助 及び交付金	233	(国保年金課) 恩給及び退職年金事業 負担金補助及び交付金 退職手当組合負担金 【 233】 〔 233〕 233
1 報酬	612	(賦課収納課) 国民健康保険料収納特別対策事業 報酬 【 940】 〔 612〕
3 職員手当等	283	徴収嘱託員報酬 職員手当等 期末勤勉手当 〔 283〕 283
4 共済費	45	共済費 共済組合負担金 社会保険料 〔 45〕 18 27

国民健康保険事業特別会計

(予算に関する説明書)

## 補正予算算給与費明細書

### (1) 総括

区分	職員数	給				費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前の額	( 9 ) 13	13,168	46,664	33,265	93,097	千円	18,366	111,463 千円
補正額	( )	631	1,606	1,378	3,615	千円	289	3,904
合計	( 9 ) 13	13,799	48,270	34,643	96,712	千円	18,655	115,367 千円

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	勤務手当	當		記
							勤務手当	勤務手当	
補正前の額	千円 174	千円 2,904	千円 732	千円 1,016	千円 3,267	千円 35	千円 1,560	千円 23,577	千円 33,265
補正額		98		3	61		24	1,192	1,378
合計	174	3,002	732	1,019	3,328	35	1,584	24,769	34,643

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与			費			備考
		報酬	給料	職員手当	共済費	合計		
補正前の額	(人) 13	千円 46,664	千円 29,026	千円 75,690	千円 15,329	千円 91,019		
補正額	( )	1,606	1,095	2,701	244	2,945		
合計	(人) 13	48,270	30,121	78,391	15,573	93,964		

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	勤務手当	休日勤務手当	外勤務手当	夜間勤務手当	当勤務手当	内記		
											勤務手当	勤務手当	勤務手当
補正前の額	千円 174	千円 2,904	千円 732	千円 1,016	千円 3,267	千円 35	千円 1,560	千円 19,338	千円 19,338	千円 19,338	千円 29,026		
補正額		98		3	61		24			909		1,095	
合計	174	3,002	732	1,019	3,328	35	1,584			20,247		30,121	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			費			備考
		報酬	給料	職員手当	共済費	合計		
補正前の額	( 9 )人	千円 13,168	千円 4,239	千円 17,407	千円 3,037	千円 20,444		
補正額	( )	631	283	914	45	959		
合計	( 9 )	13,799	4,522	18,321	3,082	21,403		

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	地域	手当			手当			計
		通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末手当	
補正前の額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円 4,239	4,239
補正額							283	283
合計							4,522	4,522

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,606	給与改定に伴う増減分	1,606千円	改定率3.3%
		昇給に伴う増加分		給与改定実施時期令和7年4月1日
職域手当	98	その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分	98	給与改定による増額
通勤手当	3	その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分	3	給与改定による増額
時間外勤務手当	61	その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分	61	給与改定による増額
管理職手当	24	その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分	24	給与改定による増額
手当	1,192	その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分	1,192	給与改定による増額
期未勤勉手当		その他の増減分		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,606千円	給与改定に伴う増減分 昇給に伴う増加分	1,606千円 改定率3.3%	給与改定実施時期令和7年4月1日
職員		その他の増減分		
地域手当	98	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	98 98	給与改定による増額
通勤手当	3	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	3 3	給与改定による増額
時間外勤務手当	61	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	61 61	給与改定による増額
管理制度手当	24	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	24 24	給与改定による増額
手当	909	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	909 909	給与改定による増額

イ 会計年度任用職員

区分		増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
職員手当	期末勤勉手当	283千円	制度改正に伴う増減分	283千円	給与改定による増額	
	その他	の 増減分				



第 2 回  
令和 7 年度高砂市  
後期高齢者医療事業  
特別会計補正予算

後期高齢者医療事業特別会計

## 目 次

ページ

1 第2回 令和7年度高砂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	189
2 第1表 歳入歳出予算の補正	
・ 歳 入	190
・ 歳 出	192
(予算に関する説明書)	
3 歳入歳出補正予算事項別明細書	
(1) 総 括	195
(2) 歳 入	198
(3) 歳 出	202
(予算に関する説明書)	
4 補正予算給与費明細書	204

第2回 令和7年度高砂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和7年度高砂市の後期高齢者医療事業特別会計第2回補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,067千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,795,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都倉 達殊

第1表 歳入歳出予算の補正

歳 入

款	項
①後期高齢者医療保険料	(1)後期高齢者医療保険料
②繰 入 金	(1)他会計繰入金
③繰 越 金	(1)繰 越 金
④諸 収 入	(1)延滞金、加算金及び過料 (2)償還金及び還付加算金 (3)受託事業収入 (4)雑 入
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1, 320, 660	0	1, 320, 660
1, 320, 660	0	1, 320, 660
361, 706	1, 830	363, 536
361, 706	1, 830	363, 536
90, 125	0	90, 125
90, 125	0	90, 125
21, 209	237	21, 446
1	0	1
3, 500	0	3, 500
7, 534	0	7, 534
10, 174	237	10, 411
1, 793, 700	2, 067	1, 795, 767

後期高齢者医療事業特別会計

## 歳 出

款	項
① 総 務 費	
	(1) 総 務 管 理 費
	(2) 徴 収 費
② 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	
	(1) 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金
③ 保 健 事 業 費	
	(1) 保 健 事 業 費
④ 諸 支 出 金	
	(1) 償 戻 金 及 び 戻 付 加 算 金
	(2) 諸 費
⑤ 予 備 費	
	(1) 予 備 費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 9, 2 3 3	2, 0 6 7	8 1, 3 0 0
6 9, 7 3 8	2, 0 6 7	7 1, 8 0 5
9, 4 9 5	0	9, 4 9 5
1, 7 0 8, 5 7 2	0	1, 7 0 8, 5 7 2
1, 7 0 8, 5 7 2	0	1, 7 0 8, 5 7 2
1, 7 3 4	0	1, 7 3 4
1, 7 3 4	0	1, 7 3 4
3, 8 6 1	0	3, 8 6 1
3, 5 0 0	0	3, 5 0 0
3 6 1	0	3 6 1
3 0 0	0	3 0 0
3 0 0	0	3 0 0
1, 7 9 3, 7 0 0	2, 0 6 7	1, 7 9 5, 7 6 7

後期高齢者医療事業特別会計



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## (1) 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
①後期高齢者医療保険料	1,320,660	0	1,320,660
②繰入金	361,706	1,830	363,536
③繰越金	90,125	0	90,125
④諸収入	21,209	237	21,446
歳入合計	1,793,700	2,067	1,795,767

後期高齢者医療事業特別会計

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
① 総務費	79,233	2,067	81,300
② 後期高齢者医療広域連合納付金	1,708,572	0	1,708,572
③ 保健事業費	1,734	0	1,734
④ 諸支出金	3,861	0	3,861
⑤ 予備費	300	0	300
歳出合計	1,793,700	2,067	1,795,767

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	237	1,830
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	237	1,830

後期高齢者医療事業特別会計

(2) 歳

## [款] ② 繰入金

款項目	補正前の額	補正額	計
② 繰入金	361,706	1,830	363,536
(1) 他会計繰入金	361,706	1,830	363,536
1 一般会計繰入金	361,706	1,830	363,536

## 入

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰 入金	1,830	(国保年金課) 一般会計繰入金 1,830

後期高齢者医療事業特別会計

## [款] ④ 諸収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
④ 諸収入	21,209	237	21,446
(4) 雜入	10,174	237	10,411
1 雜入	10,174	237	10,411

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雜入	237	(国保年金課) 職員派遣経費負担金 237

後期高齢者医療事業特別会計

(3) 歳

## [款] ① 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額 内 の 訳
① 総務費	79,233	2,067	81,300	特定財源	237
				一般財源	1,830
(1) 総務管理費	69,738	2,067	71,805	特定財源	237
				一般財源	1,830
1 一般管理費	66,141	1,918	68,059	特定財源 (内訳) 諸収入	237
				一般財源	1,681
2 恩給及び退職年金費	3,597	149	3,746	特定財源	0
				一般財源	149

## 出

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
2 紙料	1,062	(国保年金課) 後期高齢者医療事務に要する職員給与費（8人分） 【 1,918】 〔 1,062〕
3 職員手当等	673	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 〔 673〕 64 14 34 561 〔 183〕 183
4 共済費	183	
18 負担金補助 及び交付金	149	(国保年金課) 恩給及び退職年金事業 負担金補助及び交付金 退職手当組合負担金 【 149】 〔 149〕 149

後期高齢者医療事業特別会計

(予算に関する説明書)

## 1 一般職

### (1) 総括

## 補正予算給与費明細書

区分	職員数	報酬	給料	職員手当	費用計	内		備考
						給与	手当	
補正前の額	( 9 ) 8	人	千円	千円	千円	17,441	44,430	千円
補正額	( )					673	1,735	
合計	( 9 ) 8					18,114	46,165	

( ) 内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間勤務手当	休間勤務手当	外勤務手当	管手	理職勤務手当	管手	内訳									
補正前の額	千円 396	1,565	千円 937	千円 734	千円 3,138	千円 35	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	17,441
補正額																					673
合計	396	1,629	937	748	3,172	35															18,114

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給報酬			手当			費		合計	備考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前の額	8		25,687		17,441		43,128		8,370	51,498	
補正額			1,062		673		1,735		183	1,918	
合計	8		26,749		18,114		44,863		8,553	53,416	

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	勤務手当	時間勤務手当	休日勤務手当	管手	理手	職手	内訳	
												千円	千円
補正前の額	396	1,565	937	734	3,138		35					10,636	17,441
補正額			64		14		34					561	673
合計	396	1,629	937	748		3,172		35				11,197	18,114

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給報酬			与料			費			備考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前の額	( 9 )	1,302					1,302			1,306	
補正額	( )										
合計	( 9 )	1,302					1,302			1,306	

( )内は短時間勤務職員を外書

区分	地域	職員手当			当			内訳			計
		手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当			
補正前の額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
補正額											
合計											

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,062	千円 給与改定に伴う増減分	1,062 千円 改定率3.3%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	64	制度改正に伴う増減分	64	給与改定による増額
		その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分	14	給与改定による増額
勤務手当	14	その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分	34	給与改定による増額
		その他の増減分		
時間外勤務手当	34	制度改正に伴う増減分	34	給与改定による増額
		その他の増減分		
期末勤勉手当	561	制度改正に伴う増減分	561	給与改定による増額
		その他の増減分		



第 3 回  
令和 7 年度高砂市  
介護保険事業  
特別会計補正予算

介護保険事業特別会計

## 目 次

ページ

1 第3回 令和7年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算	211
2 第1表 歳入歳出予算の補正	
・ 歳 入	212
・ 歳 出	214
(予算に関する説明書)	
3 歳入歳出補正予算事項別明細書	
(1) 総 括	217
(2) 歳 入	220
(3) 歳 出	224
(予算に関する説明書)	
4 補正予算給与費明細書	226

高予第32号

### 第3回 令和7年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算

令和7年度高砂市の介護保険事業特別会計第3回補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,259,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算の補正

		歳	入
款		項	
① 保 険 料			
		(1) 介 護 保 険 料	
② 使 用 料 及 び 手 数 料			
		(1) 手 数 料	
③ 国 庫 支 出 金			
		(1) 国 庫 負 担 金	
		(2) 国 庫 補 助 金	
④ 支 払 基 金 交 付 金			
		(1) 支 払 基 金 交 付 金	
⑤ 県 支 出 金			
		(1) 県 負 担 金	
		(2) 県 補 助 金	
⑥ 財 産 収 入			
		(1) 財 産 運 用 収 入	
⑦ 繰 入 金			
		(1) 他 会 計 繰 入 金	
		(2) 基 金 繰 入 金	
⑧ 諸 収 入			
		(1) 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	
		(2) 雜 入	
⑨ 繰 越 金			
		(1) 繰 越 金	
歳 入 合 計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1, 743, 428	0	1, 743, 428
1, 743, 428	0	1, 743, 428
231	0	231
231	0	231
1, 696, 968	0	1, 696, 968
1, 332, 115	0	1, 332, 115
364, 853	0	364, 853
2, 093, 963	0	2, 093, 963
2, 093, 963	0	2, 093, 963
1, 108, 648	0	1, 108, 648
1, 039, 609	0	1, 039, 609
69, 039	0	69, 039
1	0	1
1	0	1
1, 508, 872	4, 260	1, 513, 132
1, 293, 892	4, 260	1, 298, 152
214, 980	0	214, 980
99	3	102
1	0	1
98	3	101
103, 502	0	103, 502
103, 502	0	103, 502
8, 255, 712	4, 263	8, 259, 975

介護保険事業特別会計

## 歳出

款	項
① 総務費	(1) 総務管理費 (2) 徴収費 (3) 介護認定審査会費 (4) 趣旨普及費 (5) 計画策定委員会費
② 保険給付費	(1) 介護サービス等諸費 (2) 介護予防サービス等諸費 (3) その他諸費 (4) 高額介護サービス等費 (5) 高額医療合算介護サービス等費 (6) 特定入所者介護サービス等費
③ 地域支援事業費	(1) 地域支援事業費
④ 基本金積立金	(1) 基本金積立金
⑤ 諸支出金	(1) 償還金及び還付加算金 (2) 諸費
⑥ 繰出金	(1) 他会計繰出金
⑦ 予備費	(1) 予備費
歳出合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
216, 496	4, 263	220, 759
142, 482	3, 769	146, 251
8, 627	0	8, 627
58, 056	494	58, 550
731	0	731
6, 600	0	6, 600
7, 297, 614	0	7, 297, 614
6, 551, 150	0	6, 551, 150
431, 530	0	431, 530
7, 033	0	7, 033
164, 901	0	164, 901
28, 000	0	28, 000
115, 000	0	115, 000
510, 816	0	510, 816
510, 816	0	510, 816
103, 503	0	103, 503
103, 503	0	103, 503
64, 247	0	64, 247
4, 500	0	4, 500
59, 747	0	59, 747
62, 736	0	62, 736
62, 736	0	62, 736
300	0	300
300	0	300
8, 255, 712	4, 263	8, 259, 975

介護保険事業特別会計



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## (1) 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
①保険料	1,743,428	0	1,743,428
②使用料及び手数料	231	0	231
③国庫支出金	1,696,968	0	1,696,968
④支払基金交付金	2,093,963	0	2,093,963
⑤県支出行	1,108,648	0	1,108,648
⑥財産収入	1	0	1
⑦繰入金	1,508,872	4,260	1,513,132
⑧諸収入	99	3	102
⑨繰越金	103,502	0	103,502
歳入合計	8,255,712	4,263	8,259,975

介護保険事業特別会計

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
① 総 務 費	216,496	4,263	220,759
② 保 險 給 付 費	7,297,614	0	7,297,614
③ 地 域 支 援 事 業 費	510,816	0	510,816
④ 基 金 積 立 金	103,503	0	103,503
⑤ 諸 支 出 金	64,247	0	64,247
⑥ 繼 出 金	62,736	0	62,736
⑦ 予 備 費	300	0	300
歳 出 合 計	8,255,712	4,263	8,259,975

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	3	4,260
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	3	4,260

介護保険事業特別会計

(2) 歳

## [款] ⑦ 繰入金

款項目	補正前の額	補正額	計
⑦ 繰入金	1,508,872	4,260	1,513,132
(1) 他会計繰入金	1,293,892	4,260	1,298,152
1 一般会計繰入金	1,293,892	4,260	1,298,152

## 入

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 一般会計繰 入金	4,260	(介護保険課) 一般会計繰入金 4,260

介護保険事業特別会計

## [款] ⑧ 諸収入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
⑧ 諸収入	99	3	102
(2) 雜入	98	3	101
2 雜入	97	3	100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雜入	3	(介護保険課) 社会保険料個人負担金 3

介護保険事業特別会計

(3) 歳

## [款] ① 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源	額 内 の 訳
① 総務費	216,496	4,263	220,759	特定財源	3
				一般財源	4,260
(1) 総務管理費	142,482	3,769	146,251	特定財源	1
				一般財源	3,768
1 一般管理費	136,627	3,590	140,217	特定財源 (内訳) 諸収入	1
				一般財源	3,589
2 恩給及び退職年金費	5,855	179	6,034	特定財源 一般財源	0 179
(3) 介護認定審査会費	58,056	494	58,550	特定財源 一般財源	2 492
2 認定調査費	45,084	494	45,578	特定財源 (内訳) 諸収入 一般財源	2 2 492

## 出

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	142	(介護保険課) 介護保険事務に要する職員給与費 (18人分) 【 3,381】 〔 1,937〕
2 給料	1,937	給料 職員給 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金
3 職員手当等	1,317	117 5 112 12 1,014 〔 184〕 184
4 共済費	194	介護保険事務事業 報酬 介護保険事務担当者報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料
18 負担金補助 及び交付金	179	(介護保険課) 恩給及び退職年金事業 負担金補助及び交付金 退職手当組合負担金 【 179】 〔 179〕 179
1 報酬	344	(介護保険課) 介護保険認定調査事務事業 報酬 認定調査事務担当者報酬 事務等担当者報酬 職員手当等 期末勤勉手当 共済費 共済組合負担金 社会保険料 【 494】 〔 344〕 282 62 〔 114〕 114 14 22
3 職員手当等	114	
4 共済費	36	

介護保険事業特別会計

補正予算給付費明細書

## （予算に関する説明書） 1 一般職 括（1）総括

区分	職員數	給報酬			給料			職員手當			費用計			備考
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正前の額	( 15 ) 11		12,806		53,029		36,684		102,519		19,240		121,759	
補正額	( )		486		1,937		1,431		3,854		230		4,084	
合計	( 15 ) 11		13,292		54,966		38,115		106,373		19,470		125,843	

( ) 内は短時間勤務職員を外書

職員		手当		休日勤務手当		夜間勤務手当		外勤務手当		当勤務手当		管理職員特別手当		期末勤勉手当		単身赴任手当		計	
区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間勤務手当	勤務手当	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前額	534	3,261	336	1,238		6,210									24,325			36,684	
補正額			117		5											1,185		1,431	
合計	534	3,378	336	1,243		6,322									792		25,510	38,115	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給報酬		職員手当		費		合計	備考
		千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補正前の額	( 7 ) 11		53,029	34,140	87,169	17,408	104,577		
補正額	( )		1,937	1,260	3,197	184	3,381		
合計	( 7 ) 11		54,966	35,400	90,366	17,592	107,958		

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	休外勤務手当	内訳	
										手当	手当
補正前の額	千円 534	千円 3,261	千円 336	千円 1,238	千円 6,210	千円 780	千円 21,781	千円 21,781	千円 21,781	千円 34,140	
補正額											1,014
合計	534	3,378	336	1,243	6,322	792	22,795			1,260	35,400

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給			与			費			備考
		報酬	給料	千円	職員手当	千円	共済費	千円	合計	千円	
補正前の額	( 8 )		12,806	千円	2,544	千円	1,832	千円	17,182		
補正額	( )	486			171	657	46		703		
合計	( 8 )		13,292	千円	2,715	16,007	1,878	千円	17,885		

( )内は短時間勤務職員を外す

区分	職員手当	当			○			内訳			計
		特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当	千円	千円	千円	千円	
補正前の額		千円	千円	千円			2,544	2,544	2,544	2,544	2,544
補正額										171	171
合計										2,715	2,715

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,937	給与改定に伴う増減分 昇給に伴う増加分	1,937千円 改定率3.3%	給与改定実施時期令和7年4月1日
地域手当	117	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	117	給与改定による増額
通勤手当	5	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	5	給与改定による増額
時間外勤務手当	112	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	112	給与改定による増額
管理職手当	12	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	12	給与改定による増額
期末勤勉手当	1,185	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	1,185	給与改定による増額

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	1,937	給与改定に伴う増減分 昇給に伴う増加分	1,937千円 改定率3.3%	給与改定実施時期令和7年4月1日
地域手当	117	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	117	給与改定による増額
通勤手当	5	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	5	給与改定による増額
時間外勤務手当	112	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	112	給与改定による増額
管理職手当	12	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	12	給与改定による増額
期末勤勉手当	1,014	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	1,014	給与改定による増額

イ 会計年度任用職員

区分		増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
職員手当	期手	171	千円 制度改正に伴う増減分	171	千円 給与改定による増額	
勤勉手当	期末		その他の増減分			



第 2 回  
令和 7 年度高砂市  
水道事業会計  
補 正 予 算

水道事業会計



## 第2回 令和7年度高砂市水道事業会計補正予算

## (総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

## (収益的支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 水道事業費用	1,447,639 千円		2,159 千円	1,449,798 千円
第1項 営業費用	1,328,859 千円		2,159 千円	1,331,018 千円

## (資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額472,769千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」を「不足する額474,187千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	1,478,211 千円		1,418 千円	1,479,629 千円
第1項 建設改良費	1,133,173 千円		1,418 千円	1,134,591 千円

## (債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
朝日町2丁目地区 配水管布設替工事	令和7年度から 令和8年度まで	90,000 千円
伊保崎1丁目地区 給水管改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	65,000 千円

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	133,037 千円		3,577 千円	136,614 千円

令和7年12月5日提出

高砂市長 都倉達殊

令和7年度高砂市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

( 単位 : 千円 )

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,447,639	2,159	1,449,798
	1 営業費用		1,328,859	2,159	1,331,018
		1 原水及び浄水費	498,069	934	499,003
		2 配水費	114,557	415	114,972
		4 受託工事費	35,326	262	35,588
		5 総係費	165,650	548	166,198

資本的収入及び支出

支 出

( 単位 : 千円 )

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			1,478,211	1,418	1,479,629
	1 建設改良費		1,133,173	1,418	1,134,591
		1 事務費	49,619	1,418	51,037

令和7年度高砂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 : 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	353,903	△ 2,159	351,744
減価償却費	473,053	0	473,053
引当金の増減額(△は減少)	826	0	826
長期前受金戻入額	△ 228,164	0	△ 228,164
受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
支払利息	64,993	0	64,993
固定資産除却費	33,047	0	33,047
固定資産売却損益	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	1,002	0	1,002
未払金の増減額(△は減少)	△ 35,040	0	△ 35,040
預り金の増減額(△は減少)	0	0	0
小計	663,619	△ 2,159	661,460
利息及び配当金の受取額	1	0	1
利息の支払額	△ 64,993	0	△ 64,993
業務活動によるキャッシュ・フロー	598,627	△ 2,159	596,468
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,429,185	△ 1,418	△ 1,430,603
有形固定資産の売却による収入	2	0	2
有形固定資産の取得に係る寄附金収入	13,672	0	13,672
無形固定資産の取得による支出	0	0	0
負担金収入	160,300	0	160,300
国庫補助金等収入	48,800	0	48,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,206,411	△ 1,418	△ 1,207,829
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	1,147,800	0	1,147,800
企業債の償還による支出	△ 344,038	0	△ 344,038
リース債務の返済による支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	803,762	0	803,762
現金及び現金同等物の増加額	195,978	△ 3,577	192,401
現金及び現金同等物の期首残高	1,093,697	0	1,093,697
現金及び現金同等物の期末残高	1,289,675	△ 3,577	1,286,098

給与費明細書

1 総括

区分		職員数		給報酬(千円)		給料(千円)		手当(千円)		費用計(千円)		法定福利費(千円)		合計(千円)	
補正前 ○額	損益勘定支弁職員	1	(2)7	18.9	40,882	17,873	58,944	18,749	9,714	46,311	77,693				
	資本勘定支弁職員		( )6		20,435	16,162	36,597								
	合計	1	(2)13	18.9	61,317	34,035	95,541								
	損益勘定支弁職員		( )		1,140	764	1,904								
補正額 ○合計	資本勘定支弁職員		( )		759	469	1,228								
	合計		( )		1,899	1,233	3,132								
	損益勘定支弁職員	1	(2)7	18.9	42,022	18,637	60,848								
	合計		( )6		21,194	16,631	37,825								
(注) ( )内は短時間勤務職員を外書き															

区分		扶養手当		地域手当		居住手当		通勤手当		特殊勤務手当		時外勤務手当		管理職手当		期末勤勉手当		合計	
手当の内訳	補正前の額	2,142	3,312			817	50	5,718	1,065							20,931	34,035		
	補正額		115			24										1,094	1,233		
	合計	2,142	3,427			841	50	5,718	1,065							22,025	35,268		

給 費 明 細 書

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数			給与費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正前 の額	損益勘定支弁職員	( 1 ) 1	7	189	38,860	17,216	56,265	18,349
	資本勘定支弁職員	( ) 6		20,435		16,162	36,597	9,714
補正額 の合計	損益勘定支弁職員	( 1 ) 1	13	189	59,295	33,378	92,862	28,063
	資本勘定支弁職員	( ) ()			1,025	717	1,742	249
補正額 の合計	損益勘定支弁職員	( ) 1	7	189	39,885	17,933	58,007	18,598
	資本勘定支弁職員	( ) 6			21,194	16,631	37,825	9,904
合計 の合計	損益勘定支弁職員	( 1 ) 1	13	189	61,079	34,564	95,832	28,502
	資本勘定支弁職員	( ) ()						124,334

(注) ( ) 内は短時間勤務職員を外書き

手当の内訳	区分			扶養手当			地域手当			居住手当			通勤手当			特殊勤務手当			時間外勤務手当			休日勤務手当			管理職手当			期末勤勉手当			合計		
	補正前の額	2,142	3,190				817		50	5,718	1,065																						
合計	2,142	3,298					841		50	5,718	1,065																						

(単位:千円)

給与費明細書

(2) 会計年度任用職員

区分		職員數	給報酬(千円)	給料(千円)	手当(千円)	計(千円)	法定福利費(千円)	合計(千円)
補正前 の額	損益勘定支弁職員	(1)		2,022	657	2,679	400	3,079
	資本勘定支弁職員	( )						
	合 計	(1)		2,022	657	2,679	400	3,079
	損益勘定支弁職員	( )		115	47	162	6	168
補正額	資本勘定支弁職員	( )						
	合 計	( )		115	47	162	6	168
	損益勘定支弁職員	(1)		2,137	704	2,841	406	3,247
	合 計	( )		2,137	704	2,841	406	3,247

(注) ( ) 内は短時間勤務職員を外書き

区分	扶養手当	地域手当	居住手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	合計
手当の内訳										
補正前の額	122								535	657
補正額	7								40	47
合 計	129								575	704

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳 千円	説明	備考
給料	1,899	給与改定に伴う増減分	1,899	平均改定率3.3%
		その他の増減分		給与改定令和7年4月1日
地城手当	115	制度改正に伴う増減分	115	給与改定による増額
		その他の増減分		
通勤手当	24	制度改正に伴う増減分	8	給与改定による増額
		その他の増減分	16	
当期末勤勉手当	1,094	制度改正に伴う増減分	1,094	給与改定による増額
		その他の増減分		

## (1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
給料	1,784 千円	給与改定に伴う増減分	1,784 千円	平均改定率3.3%	給与改定期限和7年4月1日
		その他の増減分			
手当	108	制度改正に伴う増減分	108	給与改定による増額	
		その他の増減分			
勤手当	24	制度改正に伴う増減分	8	給与改定による増額	
		その他の増減分	16		
勤勉手当	1,054	制度改正に伴う増減分	1,054	給与改定による増額	
		その他の増減分			

## (2) 会計年度任用職員

区分		増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
給料	千円	115	給与改定に伴う増減分	115 千円	平均改定率5.2%	給与改定期限和7年4月1日
			その他の増減分			
手地城手当	7	7	制度改正に伴う増減分	7	給与改定による増額	
			その他の増減分			
期末勤勉手当	40	40	制度改正に伴う増減分	40	給与改定による増額	
			その他の増減分			

債務負担行為に關する調査書

事項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定期間		金額 千円	一般会計補助金 千円	事業収益 千円	左の財源内訳
		期間	金額 千円	期間	金額 千円				
補正前の額	5,528,032	—	89,626	—	—	5,438,406	—	—	5,438,406
朝日町2丁目地区工事 配水管設置	90,000	—	—	自 至	令和7年度 令和8年度	90,000	—	—	90,000
伊保崎1丁目地区工事 給水管改良	65,000	—	—	自 至	令和7年度 令和8年度	65,000	—	—	65,000
合計	5,683,032	—	89,626	—	—	5,593,406	—	—	5,593,406



令和7年度高砂市水道事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

	資	産	の	部	
1 固 定 資 産					(単位 : 千円)
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ 土 地				482, 354	
ロ 立 木				6, 930	
ハ 建 物		363, 526			
減価償却累計額	$\triangle$ 270, 341			93, 185	
二 構 築 物	4, 028, 403				
減価償却累計額	$\triangle$ 1, 765, 661			2, 262, 742	
ホ 送 配 水 管	16, 798, 372				
減価償却累計額	$\triangle$ 8, 540, 331			8, 258, 041	
ヘ 機 械 及 び 装 置	4, 732, 541				
減価償却累計額	$\triangle$ 4, 020, 578			711, 963	
ト 量 水 器	210, 119				
減価償却累計額	$\triangle$ 107, 489			102, 630	
チ 車両運搬具	12, 874				
減価償却累計額	$\triangle$ 12, 586			288	
リ 工 具 器 具 備 品	70, 915				
減価償却累計額	$\triangle$ 67, 738			3, 177	
ヌ リ 一 ス 資 産	0				
減価償却累計額	0			0	
ル 建 設 仮 勘 定			180, 078		
有形固定資産合計				12, 101, 388	
(2) 無 形 固 定 資 産					
イ 電 話 加 入 権			243		
ロ 施 設 利 用 権			0		
無形固定資産合計				243	
(3) 投 資					
イ 長 期 貸 付 金			0		
投 資 合 計				0	
固 定 資 產 合 計					12, 101, 631
2 流 動 資 產					
(1) 現 金 預 金				1, 286, 098	
(2) 未 収 金			95, 721		
貸 倒 引 当 金			$\triangle$ 1, 609		94, 112
(3) 前 払 費 用					502
流 動 資 產 合 計				1, 380, 712	
資 產 合 計					<u>13, 482, 343</u>

## 負 債 の 部

## 3 固 定 負 債

## (1) 企 業 債

イ建設改良企業債

4,696,803

企業債合計

4,696,803

## (2) リ 一 ス 債 務

固定負債合計

0

4,696,803

## 4 流 動 負 債

## (1) 一 時 借 入 金

0

## (2) 企 業 債

イ建設改良企業債

330,599

330,599

企業債合計

0

## (3) リ 一 ス 債 務

(4) 未 払 金

195,550

## (5) 前 受 金

2,928

## (6) 預 り 金

65,048

## (7) 引 当 金

イ賞与引当金

6,938

引当金合計

6,938

流動負債合計

601,063

## 5 繰 延 収 益

## (1) 長 期 前 受 金

11,685,764

## (2) 収 益 化 累 計 額

△ 6,260,934

繰延収益合計

5,424,830

負債合計

10,722,696

## 資 本 の 部

## 6 資 本 金

147,978

## 7 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

資本剰余金合計

0

## (2) 利 益 剰 余 金

イ當年度未処分

利益剰余金

2,611,669

利益剰余金合計

2,611,669

剩 余 金 合 計

2,611,669

資 本 合 計

2,759,647

負 債 ・ 資 本 合 計

13,482,343



## 予算説明書

収益的収入及び支出

水道事業会計

## 支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 水道事業費用				1, 447, 639
	1 営 業 費 用			1, 328, 859
		1 原水及び浄水費		498, 069
		2 納 費	料	14, 879
		3 手 当 等		6, 000
		5 法 定 福 利 費		5, 863
	2 配 水 費			114, 557
		2 納 費	料	6, 557
		3 手 当 等		2, 780
		5 法 定 福 利 費		2, 369
	4 受 託 工 事 費			35, 326
		2 納 費	料	4, 321
		3 手 当 等		3, 598
		5 法 定 福 利 費		2, 082

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備考	
2,159	1,449,798		
2,159	1,331,018		
934	499,003		
498	15,377	職員給追加	498
328	6,328	地域手当追加	30
		通勤手当追加	16
		期末勤勉手当追加	282
108	5,971	共済組合負担金追加	54
		退職手当組合負担金追加	54
415	114,972		
242	6,799	職員給追加	242
133	2,913	地域手当追加	15
		期末勤勉手当追加	118
40	2,409	共済組合負担金追加	22
		退職手当組合負担金追加	18
262	35,588		
134	4,455	職員給追加	134
92	3,690	地域手当追加	8
		期末勤勉手当追加	84
36	2,118	共済組合負担金追加	17
		退職手当組合負担金追加	19

款	項	目	節	既決予定額
		5 総 係 費		165,650
		2 紿 料		15,125
		3 手 当 等		6,115
		6 法 定 福 利 費		8,435

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備考	
548	166,198		
266	15,391	職員給追加	266
211	6,326	地域手当追加 通勤手当追加 期末勤勉手当追加	16 8 187
71	8,506	共済組合負担金追加 退職手当組合負担金追加	32 39



## 予算説明書

### 資本的収入及び支出

水道事業会計

## 支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的支出				1,478,211
	1 建設改良費			1,133,173
		1 事務費		49,619
		2 紹料		20,435
		3 手当等		17,637
		5 法定福利費		9,714

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備考	
1, 418	1, 479, 629		
1, 418	1, 134, 591		
1, 418	51, 037		
759	21, 194	職員給追加	759
469	18, 106	地域手当追加	46
		期末勤勉手当追加	423
190	9, 904	共済組合負担金追加	83
		退職手当組合負担金追加	107



第 1 回  
令和 7 年度高砂市  
工業用水道事業会計  
補 正 予 算



高予第34号

第1回 令和7年度高砂市工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和7年度工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	( 計 )
第1款 工業用水道事業費用	304,658 千円	0 千円	304,658 千円
第1項 営業費用	286,026 千円	0 千円	286,026 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	( 計 )
職員給与費	98,855 千円	1,978 千円	100,833 千円

令和7年12月5日提出

高砂市長 都倉達殊

令和7年度高砂市工業用水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

( 単位 : 千円 )

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 工業用水道 事 業 費 用	1 営 業 費 用		304,658	0	304,658
			286,026	0	286,026
		1 原 水 費	25,468	△ 1,978	23,490
		4 総 係 費	162,651	1,978	164,629

令和7年度高砂市工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 :千円)

区分	分	既決予定額	補正予定額	計
1	業務活動によるキャッシュ・フロー			
	当年度純利益	0	0	0
	減価償却費	0	0	0
	引当金の増減額(△は減少)	△ 5,702	0	△ 5,702
	受取利息及び受取配当金	△ 1	0	△ 1
	支払利息	41	0	41
	固定資産除却費	0	0	0
	固定資産売却損益	0	0	0
	未収金の増減額(△は増加)	0	0	0
	その他流動資産の増減額(△は増加)	11	0	11
	未払金の増減額(△は減少)	△ 24,654	0	△ 24,654
	預り金の増減額(△は減少)	△ 634	0	△ 634
	その他流動負債の増減額(△は減少)	0	0	0
	小計	△ 30,939	0	△ 30,939
	利息及び配当金の受取額	1	0	1
	利息の支払額	△ 41	0	△ 41
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,979	0	△ 30,979
2	投資活動によるキャッシュ・フロー			
	投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
3	財務活動によるキャッシュ・フロー			
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
	現金及び現金同等物の増加額	△ 30,979	0	△ 30,979
	現金及び現金同等物の期首残高	167,991	0	167,991
	現金及び現金同等物の期末残高	137,012	0	137,012

1 総括 紹介費明細書

区分	職員数	給与			法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	手当 (千円)	
補正前の額	( )	( )	9	42,798	26,330	69,128
損益勘定支弁職員						20,638
補正額	( )	( )		855	896	1,751
損益勘定支弁職員						227
合計	損益勘定支弁職員	( )	9	43,653	27,226	70,879
						20,865
						91,744

(注) ( ) 内は短時間勤務職員を外書き

手当の内訳	(単位: 千円)							合計 (千円)
	区分	扶養手当	地域手当	居住手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外手当	
補正前の額	1,890	2,987	648	564	3	1,526	435	13,477
補正額		79		199				534
合計	1,890	3,066	648	763	3	1,526	435	14,011

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	855 千円	給与改定に伴う増減分	855 千円 平均改定率3.3%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
		その他の増減分		
地域手当	79	制度改正に伴う増減分	79	給与改定による増額
		その他の増減分		
通勤手当	199	制度改正に伴う増減分	8	給与改定による増額
		その他の増減分	191	
管理職手当	84	制度改正に伴う増減分	84	給与改定による増額
		その他の増減分		
期末勤勉手当	534	制度改正に伴う増減分	534	給与改定による増額
		その他の増減分		

令和7年度高砂市工業用水道事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	54,132
ロ 建 物	12,115
減価償却累計額	0
	12,115
ハ 構 築 物	655,003
減価償却累計額	0
	655,003
ニ 送 配 水 管	499,092
減価償却累計額	0
	499,092
ホ 機 械 及 び 装 置	445,984
減価償却累計額	0
	445,984
ヘ 量 水 器	350
減価償却累計額	0
	350
ト 車両運搬具	0
減価償却累計額	0
	0
チ 工具器具備品	9,032
減価償却累計額	0
	9,032
リ リ 一 ス 資 産	0
減価償却累計額	0
	0
ヌ 建 設 仮 勘 定	0
有形固定資産合計	1,675,708

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権	336
ロ 施 設 利 用 権	0
無形固定資産合計	336

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	0
投 資 合 計	0
固定資産合計	1,676,044

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

137,012

(2) 未 収 金

0

(3) その他の流動資産

0

流動資産合計

137,012

資 産 合 計

1,813,056

## 負 債 の 部

3 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		31,600	
(2) 預 り 金		54,838	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	2,032		
ロ 修 繕 引 当 金	39,893		
引 当 金 合 計		41,925	
(4) その他の流動負債		0	
流 動 負 債 合 計			128,363
負 債 合 計			<u>128,363</u>

## 資 本 の 部

4 資 本 金		108,230	
---------	--	---------	--

5 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受贈財産評価額	137,360		
ロ 工事負担金	1,287,452		
ハ 补 償 金	151,651		
資本剰余金合計		1,576,463	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 处 分		0	
利 益 剰 余 金			0
利 益 剰 余 金 合 計			1,576,463
剩 余 金 合 計			<u>1,684,693</u>
資 本 合 計			<u>1,813,056</u>
負 債 ・ 資 本 合 計			



## 予算説明書

収益的収入及び支出

工業用水道事業会計

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 工 業 用 水 道				304, 658
事 業 費 用	1 営 業 費 用			286, 026
		1 原 水 費		25, 468
		16 委 託 料		10, 962
		4 總 係 費		162, 651
		2 紿 料		42, 798
		3 手 当 等		27, 290
		5 法 定 福 利 費		20, 638

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備 考	
0	304, 658		
0	286, 026		
△ 1, 978	23, 490		
△ 1, 978	8, 984	堤内外水路草刈作業委託料減額 堤内外水路清掃作業委託料減額	△ 1, 144 △ 834
1, 978	164, 629		
855	43, 653	職員給追加	855
896	28, 186	地域手当追加 通勤手当追加 管理職手当追加 期末勤勉手当追加	79 199 84 534
227	20, 865	共済組合負担金追加 退職手当組合負担金追加	107 120



第 2 回  
令和 7 年度高砂市  
下水道事業会計  
補 正 予 算

下水道事業会計



## 第2回 令和7年度高砂市下水道事業会計補正予算

## (総則)

第1条 令和7年度下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量の補正)

第2条 予算第2条に定めた(4)主要な建設改良事業の項中「927,492千円」を「959,492千円」に改める。

## (収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	( 計 )
第1款 下水道事業費用	3,896,413 千円	6,458 千円	3,902,871 千円
第1項 営業費用	3,548,811 千円	6,458 千円	3,555,269 千円

## (資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,939,995千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」を「不足する額1,941,181千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	收 (既決予定額)	入 (補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的収入	1,136,584 千円	32,000 千円	1,168,584 千円
第1項 企業債	731,300 千円	32,000 千円	763,300 千円

  

(科 目)	支 (既決予定額)	出 (補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	3,076,579 千円	33,186 千円	3,109,765 千円
第1項 建設改良費	973,626 千円	33,186 千円	1,006,812 千円

## (債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
米新真空式下水道ポンプ設備工事	令和8年度	16,000 千円
伊 保 浄 化 セ ン タ 一 耐 震 診 断 業 務 委 託	令和8年度	53,000 千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額			借入先	起債の方法	利率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額	計				
公共下水道事業	千円 676,700	千円 32,000	千円 708,700	国 銀行 その他	公債証券の発行又は普通貸借の方法により借り入れる。 公債証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき100円とする。 ただし、財政又は工事の都合により、翌年度に繰越して起債することができる。	年5.00%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	40年以内（内据置5年以内）とする。 毎年度元利均等又は元金均等の方法により償還する。 なお、借入先の融資条件に変更があるときは、その融資条件に従う。 ただし、財政の都合その他により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、又は低利の地方債に借換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
職員給与費	273,795 千円	7,644 千円	281,439 千円

令和7年12月5日提出

高砂市長 都倉達殊



令和7年度高砂市下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

( 単位 : 千円 )

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			3,896,413	6,458	3,902,871
	1 営 業 費 用		3,548,811	6,458	3,555,269
		1 管 渠 費	72,437	1,446	73,883
		3 終 末 处 理 場 費	460,507	2,243	462,750
		7 総 係 費	132,317	2,769	135,086

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			1,136,584	32,000	1,168,584
	1 企業債		731,300	32,000	763,300
		1 企 業 債	731,300	32,000	763,300

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			3,076,579	33,186	3,109,765
	1 建設改良費		973,626	33,186	1,006,812
		1 事務費	46,134	1,186	47,320
		2 管渠建設費	435,300	2,000	437,300
		4 終末処理場建設費	228,655	30,000	258,655

## 令和7年度高砂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 : 千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	482,447	△ 6,458	475,989
減価償却費	2,365,001	0	2,365,001
引当金の増減額(△は減少)	163	0	163
長期前受金戻入額	△ 948,103	0	△ 948,103
受取利息及び受取配当金	△ 2	0	△ 2
支払利息	273,894	0	273,894
固定資産除却費	13,379	0	13,379
固定資産売却損益	0	0	0
未収金の増減額(△は増加)	1,589	0	1,589
未払金の増減額(△は減少)	△ 4,159	△ 2,910	△ 7,069
小計	2,184,209	△ 9,368	2,174,841
利息及び配当金の受取額	2	0	2
利息の支払額	△ 273,894	0	△ 273,894
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,910,317	△ 9,368	1,900,949
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,022,416	△ 30,276	△ 1,052,692
無形固定資産の取得による支出	△ 67,356	0	△ 67,356
国庫補助金等収入	472,173	0	472,173
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 617,599	△ 30,276	△ 647,875
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	869,700	32,000	901,700
企業債の償還による支出	△ 2,099,953	0	△ 2,099,953
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,230,253	32,000	△ 1,198,253
現金及び現金同等物の増加額	62,465	△ 7,644	54,821
現金及び現金同等物の期首残高	841,874	0	841,874
現金及び現金同等物の期末残高	904,339	△ 7,644	896,695

## 給与費明細書

## 1 総括

区分		職員数		給報酬		手当		費用		法定福利費		合計	
	分	特別職(人)	一般職(人)	給報酬(千円)	給料(千円)	手当(千円)	手当(千円)	手当(千円)	手当(千円)	法定福利費(千円)	合計(千円)		
補正前 の額	損益勘定支弁職員	( ) 25	( ) 25	109,652	55,572	165,224	47,801	47,801	47,801	9,024	213,025		
	資本勘定支弁職員	( ) 5	( ) 5	19,664	13,375	33,039	9,024	9,024	9,024	42,063	42,063		
	合計	( ) 30	( ) 30	129,316	68,947	198,263	56,825	56,825	56,825	255,088	255,088		
補正額	損益勘定支弁職員	( )	( )	3,436	2,231	5,667	791	791	791	6,458	6,458		
	資本勘定支弁職員	( )	( )	644	398	1,042	144	144	144	1,186	1,186		
	合計	( )	( )	4,080	2,629	6,709	935	935	935	7,644	7,644		
合計	損益勘定支弁職員	( ) 25	( ) 25	113,088	57,803	170,891	48,592	48,592	48,592	219,483	219,483		
	資本勘定支弁職員	( ) 5	( ) 5	20,308	13,773	34,081	9,168	9,168	9,168	43,249	43,249		
	合計	( ) 30	( ) 30	133,396	71,576	204,972	57,760	57,760	57,760	262,732	262,732		

(注) ( ) 内は短時間勤務職員を外書き

区分		扶養手当	地域手当	居住手当	通勤手当	勤務手当	特殊勤務手当	時勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	期手当	合計
手当の内訳		補正前の額	3,348	8,264	282	2,105	31	9,609	1,393	5,040	38,875	68,947	68,947
補正額		合計	3,348	8,518	282	2,118	31	9,609	1,393	108	2,254	2,629	2,629
													71,576

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区分		増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
給料	千円	4,080	給与改定に伴う増減分	4,080 千円	平均改定率3.3%	給令和7年4月1日実施期
			その他の増減分			
地域手当	千円	254	制度改正に伴う増減分	254	給与改定による増額	
			その他の増減分			
通勤手当	千円	13	制度改正に伴う増減分	13	給与改定による増額	
			その他の増減分			
管理職手当	千円	108	制度改正に伴う増減分	108	給与改定による増額	
			その他の増減分			
期末勤勉手当	千円	2,254	制度改正に伴う増減分	2,254	給与改定による増額	
			その他の増減分			

債務負担行為に関する調査書

事項	限度額	前年度末までの支払額		当該年度以降の支払義務発生額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	一般会計補助金	事業収益
補正前の額	千円 218,237	—	542	—	217,695	0	217,695
新米シズプロダクツ株式会社	16,000	—	—	令和8年度	16,000	0	16,000
伊耐震化セラミック株式会社	53,000	—	—	令和8年度	53,000	0	53,000
合計	287,237	—	542	—	286,695	0	286,695

令和7年度高砂市下水道事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

資 産 の 部

(単位 : 千円)

**1 固 定 資 産**

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	2,850,801
ロ 立 木	0
ハ 建 物	3,421,040
減価償却累計額	<u>△ 470,376</u>
ニ 構 築 物	58,347,690
減価償却累計額	<u>△ 17,472,159</u>
ホ 機 械 及 び 装 置	10,875,358
減価償却累計額	<u>△ 4,745,642</u>
ヘ 車両及び運搬具	6,879
減価償却累計額	<u>△ 3,677</u>
ト 工 具 器 具 備 品	19,376
減価償却累計額	<u>△ 1,290</u>
チ 建 設 仮 勘 定	
有形固定資産合計	<u>234,901</u>
	53,062,901

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権	1,008
ロ 施 設 利 用 権	1,560,171
ハ その他の無形固定資産	<u>11,836</u>
無形固定資産合計	1,573,015

(3) 投 資

イ 出 資 金	<u>1,076</u>
投 資 合 計	<u>1,076</u>
固定資産合計	54,636,992

**2 流 動 資 産**

(1) 現 金 預 金

896,695

(2) 未 収 金

120,789

貸 倒 引 当 金

△ 2,540

118,249

流 動 資 産 合 計

1,014,944

資 産 合 計

55,651,936

## 負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債		<u>18,600,807</u>	
固 定 負 債 合 計			18,600,807
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債	<u>1,947,172</u>		
企 業 債 合 計		1,947,172	
(2) 未 払 金		233,626	
(3) 預 り 金		82,143	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>16,632</u>		
引 当 金 合 計		<u>16,632</u>	
流 動 負 債 合 計			2,279,573
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		31,511,576	
(2) 収 益 化 累 計 額		<u>△ 9,583,926</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>21,927,650</u>	
負 債 合 計		<u>42,808,030</u>	

## 資 本 の 部

6 資 本 金		5,084,839
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,055	
ロ 国 庫 補 助 金	1,510,293	
ハ 県 補 助 金	0	
二 分担金及び負担金		
資 本 剰 余 金 合 計	<u>51,942</u>	
		<u>1,571,290</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 未処分利益剰余金	<u>6,187,777</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>6,187,777</u>
剩 余 金 合 計		<u>7,759,067</u>
資 本 合 計		<u>12,843,906</u>
負 債 ・ 資 本 合 計		<u>55,651,936</u>



## 予算説明書

収益的収入及び支出

下水道事業会計

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 下水道事業費用				3,896,413
	1 営 業 費 用			3,548,811
		1 管 渠 費		72,437
		2 紿 料		19,692
		3 手 当 等		12,706
		6 法 定 福 利 費		8,576
	3 終 末 处 理 場 費			460,507
		2 紿 料		42,622
		3 手 当 等		17,688
		6 法 定 福 利 費		16,455

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備 考	
6,458	3,902,871		
6,458	3,555,269		
1,446	73,883		
783	20,475	職員給追加	783
486	13,192	地域手当追加	49
		管理職手当追加	24
		期末勤勉手当追加	413
177	8,753	共済組合負担金追加	80
		退職手当組合負担金追加	97
2,243	462,750		
1,234	43,856	職員給追加	1,234
763	18,451	地域手当追加	76
		通勤手当追加	8
		管理職手当追加	24
		期末勤勉手当追加	655
246	16,701	共済組合負担金追加	130
		退職手当組合負担金追加	116

款	項	目	節	既決予定額
		7 總 係 費		132,317
			2 紿 料	47,338
			3 手 当 等	25,678
			6 法 定 福 利 費	22,770

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備 考	
2,769	135,086		
1,419	48,757	職員給追加	1,419
982	26,660	地域手当追加	89
		管理職手当追加	48
		期末勤勉手当追加	845
368	23,138	共済組合負担金追加	169
		退職手当組合負担金追加	199



## 予算説明書

### 資本的収入及び支出

下水道事業会計

收 入

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的收入				1,136,584
	1 企 業 債			731,300
		1 企 業 債		731,300
			1 企 業 債	731,300

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備考
32,000	1,168,584	
32,000	763,300	
32,000	763,300	
32,000	763,300	公共下水道事業債追加 32,000

支 出

款	項	目	節	既決予定額
1 資本的支出				3,076,579
	1 建設改良費			973,626
		1 事務費		46,134
		2 紹料		19,664
		3 手当等		14,950
		6 法定福利費		9,024
	2 管渠建設費			435,300
		24 工事請負費		257,900
	4 終末処理場建設費			228,655
		15 委託料		74,000

( 単位 : 千円 )

補正予定額	計	備考	
33,186	3,109,765		
33,186	1,006,812		
1,186	47,320		
644	20,308	職員給追加	644
398	15,348	地域手当追加	40
		通勤手当追加	5
		管理職手当追加	12
		期末勤勉手当追加	341
144	9,168	共済組合負担金追加	69
		退職手当組合負担金追加	75
2,000	437,300		
2,000	259,900	管渠建設工事費追加	2,000
30,000	258,655		
30,000	104,000	測量・設計等委託料追加	30,000



第 2 回  
令和 7 年度高砂市  
病院事業会計  
補 正 予 算

病院事業会計



第2回 令和7年度 高砂市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度高砂市病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	4,341,230千円	200,000千円	4,541,230千円
第4項 特別利益	199千円	200,000千円	200,199千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	5,352,165千円	6,439千円	5,358,604千円
第1項 医業費用	5,219,059千円	6,439千円	5,225,498千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた職員給与費「3,138,831千円」を「3,145,270千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第4条 予算第9条中「497,003千円」を「697,003千円」に改める。

令和7年12月5日提出

高砂市長 都倉 達殊

令和7年度 高砂市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

取 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
①病院事業収益			4,341,230	200,000	4,541,230
	4 特別利益		199	200,000	200,199
		2 他会計繰入金	0	200,000	200,000

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
①病院事業費用			5,352,165	6,439	5,358,604
	1 医業費用		5,219,059	6,439	5,225,498
		1 給与費	3,099,110	6,439	3,105,549

令和7年度高砂市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

区分	既決予定額	補正予定額	計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当年度純利益	△ 1,012,108	193,561	△ 818,547
2 減価償却費	368,004	0	368,004
3 引当金増加額	94,502	0	94,502
4 長期前受金戻入	△ 238,587	0	△ 238,587
5 受取利息	△ 1	0	△ 1
6 支払利息	17,469	0	17,469
7 固定資産除却費	8,000	0	8,000
8 看護師確保経費	9,360	0	9,360
9 特別利益戻入益	0	0	0
10 特別利益一般会計繰入金	0	△ 200,000	△ 200,000
11 特別損失	0	0	0
12 未収金の減少(△増加)	0	0	0
13 貯蔵品の減少(△増加)	0	0	0
14 その他流動資産の減少(△増加)	0	0	0
15 未払金の増加(△減少)	0	0	0
16 その他流動負債の増加(△減少)	0	0	0
17 長期前払消費税の減少(△増加)	12,926	0	12,926
小計	△ 740,435	△ 6,439	△ 746,874
18 利息の受取額	1	0	1
19 利息の支払額	△ 17,469	0	△ 17,469
20 特別利益一般会計繰入金の収入額	0	200,000	200,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 757,903	193,561	△ 564,342
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出	△ 53,273	0	△ 53,273
2 一般会計からの繰入金による収入	164,897	0	164,897
3 修学資金貸付による支出	△ 9,375	0	△ 9,375
4 修学資金貸付返還による収入	1	0	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	102,250	0	102,250
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行による収入	28,300	0	28,300
2 企業債の償還による支出	△ 140,724	0	△ 140,724
3 リース債務の返済による支出	△ 97,035	0	△ 97,035
4 一時借入れによる収入	0	0	0
5 一時借入金の返済による支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 209,459	0	△ 209,459
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 865,112	193,561	△ 671,551
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,559,220	0	1,559,220
VI 現金及び現金同等物の期末残高	694,108	193,561	887,669

## 給与費明細書

### 1 総括

区分	職員員数		給料		手当		与費		法定福利費		合計	
	特別職 (人)	一般職 (人)	給 (千円)	給 (千円)	手 (千円)	手 (千円)	計 (千円)	計 (千円)	手 當	勤務手當	宿日直手當	夜間勤務手當
損益勘定支弁職員		(142)	259	1,451,368	900,333	2,351,701	469,800	2,821,501				
資本勘定支弁職員												
合計	1	(142)	259	1,451,368	900,333	2,351,701	469,800	2,821,501				
損益勘定支弁職員												
資本勘定支弁職員												
合計	1	(142)	259	1,454,444	902,871	2,357,315	470,625	2,827,940				
損益勘定支弁職員												
資本勘定支弁職員												
合計	1	(142)	259	1,454,444	902,871	2,357,315	470,625	2,827,940				
(注) ( )内は短時間勤務職員を外書き												

(単位: 千円)

### 手当の内訳

区分	手当の内訳											
	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当	管理職手当	休日勤務手当	手当	計
補正前の額	18,511	70,918	11,152	40,297	281,252	47,319	10,587	20,930	789	40,603	357,975	900,333
補正額		194		297		148			4	144	1,751	2,538
合計	18,511	71,112	11,152	40,594	281,252	47,467	10,587	20,930	793	40,747	359,726	902,871

## 給与費明細書

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員員数		給料		手当		与費		法定福利費 計 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	給 (千円)	給 (千円)	手 (千円)	手 (千円)	計 (千円)	手 (千円)		
損益勘定支弁職員		( 1 )	247	1,018,554	778,437	1,796,991	411,996	2,208,987		
資本勘定支弁職員										
合計		( 1 )	247	1,018,554	778,437	1,796,991	411,996	2,208,987		
損益勘定支弁職員										
資本勘定支弁職員										
合計		( 1 )	247	1,021,630	780,975	1,802,605	412,821	2,215,426		
損益勘定支弁職員										
資本勘定支弁職員										
合計		( 1 )	247	1,021,630	780,975	1,802,605	412,821	2,215,426		

(注) ( )内は短時間勤務職員を外書き

(単位 : 千円)

手当の内訳												
区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	計
補正前の額	18,511	59,150	11,152	19,930	250,873	44,756	10,587	20,930	789	40,603	301,156	778,437
補正額		194		297		148			4	144	1,751	2,538
合計	18,511	59,344	11,152	20,227	250,873	44,904	10,587	20,930	793	40,747	302,907	780,975

## 給与費明細書

イ 会計年度任用職員

区分	職員数		給料		手当		与費		法定福利費		合計	
	特別職 (人)	一般職 (人)	給 (千円)	給 (千円)	手 (千円)	手 (千円)	計 (千円)	計 (千円)	手 當勤務手當	夜間勤務手當	休日勤務手當	手當
損益勘定支弁職員	(141)	12	432,814	121,896			554,710	57,804				
資本勘定支弁職員												
合計												
損益勘定支弁職員	(141)	12	432,814	121,896	554,710	57,804	554,710	57,804				
資本勘定支弁職員												
合計												
損益勘定支弁職員	(141)	12	432,814	121,896	554,710	57,804	554,710	57,804				
資本勘定支弁職員												
合計												
損益勘定支弁職員	(141)	12	432,814	121,896	554,710	57,804	554,710	57,804				
資本勘定支弁職員												
合計												

(注) ( )内は短時間勤務職員を外書き

(単位: 千円)

区分	手当の内訳											
	地城手当	通勤手当	勤務手当	特殊勤務手当	時間勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	手當	手當	手當	手當	計
補正前の額	11,768		20,367	30,379	2,563							56,819
補正額												
合計	11,768		20,367	30,379	2,563							56,819
												121,896

## 2 給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	3,076	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	3,076 改定率 3.3%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
地城手当	194	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	194 給与改定による増額	
通勤手当	297	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	297 給与改定による増額	
時間外勤務手当	148	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	148 給与改定による増額	
休日勤務手当	4	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	4 給与改定による増額	
管理職手当	144	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	144 給与改定による増額	
期末勤勉手当	1,751	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	1,751 給与改定による増額	

令和7年度高砂市病院事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

資　　産　　の　　部

(単位:円)

1 固　定　資　产

(1) 有　形　固　定　資　产

イ 土 地	1,750,640,222
ロ 建 物	9,054,986,441
建物減価償却累計額	△ 6,790,722,311
ハ 構 築 物	184,749,062
構築物減価償却累計額	△ 175,511,610
ニ 器 械 備 品	2,851,452,476
器械備品減価償却累計額	△ 2,030,917,512
ホ 車 両	2,190,418
車両減価償却累計額	△ 1,802,853
ヘ リ 一 ス 資 産	379,065,000
リース資産減価償却累計額	△ 133,587,681
ト 建 設 仮 勘 定	245,477,319
有形固定資産合計	<u>3,000,000</u>
	5,093,541,652

(2) 無　形　固　定　資　产

イ 施 設 利 用 権	0
ロ その他の無形固定資産	0
無形固定資産合計	0

(3) 投　　資

イ 修 学 資 金 貸 付 金	27,874,299
ロ 長 期 前 払 消 費 税	94,217,374
投 資 合 計	<u>122,091,673</u>
固定資産合計	5,215,633,325

2 流　動　資　产

(1) 現　金　預　金

887,668,639

(2) 未　收　金

596,615,636

貸　倒　引　当　金

△ 5,503,000

591,112,636

(3) 貯　藏　品

6,775,592

(4) 前　払　費　用

73,507

流動資産合計

1,485,630,374

資　产　合　計

6,701,263,699

## 負 債 の 部

(単位:円)

## 3 固 定 負 債

## (1) 企 業 債

イ 建設改良費等企業債

ロ その他の企業債

企 業 債 合 計

709,631,438

0

709,631,438

0

## (2) 他 会 計 借 入 金

## (3) リ 一 ス 債 務

## (4) 引 当 金

イ 退職給付引当金

引 当 金 合 計

固 定 負 債 合 計

1,509,016,0001,509,016,000

2,487,365,841

## 4 流 動 負 債

## (1) 一 時 借 入 金

## (2) 企 業 債

イ 建設改良費等企業債

ロ その他の企業債

企 業 債 合 計

143,226,450

0

143,226,450

## (3) リ 一 ス 債 務

## (4) 未 払 金

## (5) 未 払 費 用

## (6) 引 当 金

イ 賞与引当金

引 当 金 合 計

209,488,495209,488,495

## (7) 預 り 金

流 動 負 債 合 計

248,322,560

1,363,512,134

## 5 繰 延 収 益

## (1) 長 期 前 受 金

長期前受金収益化累計額

繰 延 収 益 合 計

3,128,035,918

△ 2,259,028,972869,006,946

負 債 合 計

4,719,884,921

## 資 本 の 部

## 6 資 本 金

## (1) 自 己 資 本

資 本 合 計

10,659,957,589

10,659,957,589

## 7 剰 余 金

## (1) 資 本 剰 余 金

## (2) 欠 損 金

イ 繰越欠損金

ロ 当年度純利益

欠 損 金 合 計

剩 余 金 合 計

資 本 合 計

負 債 資 本 合 計

7,860,031,811

△ 818,547,0008,678,578,811△ 8,678,578,8111,981,378,7786,701,263,699



## 予 算 説 明 書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

## 收 入

款	項	目	節	既決予定額
①病院事業収益				4,341,230
	4 特別利益			199
		2 他会計繰入金		0
			一般会計繰入金	0

## 支 出

款	項	目	節	既決予定額
①病院事業費用				5,352,165
	1 医業費用			5,219,059
		1 給与費		3,099,110
			給料	1,433,897
			手当等	908,300
			法定福利費	464,232

(単位:千円)

補正予定額	計	備考
200,000	4,541,230	
200,000	200,199	
200,000	200,000	
200,000	200,000	令和7年度単年度資金不足回避見込額一部前倒分

(単位:千円)

補正予定額	計	備考
6,439	5,358,604	
6,439	5,225,498	
6,439	3,105,549	
3,076	1,436,973	
2,538	910,838	地域手当追加 194 通勤手当追加 297 時間外勤務手当追加 148 休日勤務手当追加 4 管理職手当追加 144 期末勤勉手当追加 1,751
825	465,057	共済組合負担金追加 501 退職手当組合負担金追加 324